

参議院内閣委員会會議録第十九号

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)午
後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 上原 正吉君
長島 銀藏君
竹下 豐次君

委員

井上 知治君
成瀬 幡治君
松本治一郎君
松永 義雄君
松原 一彦君
野本 品吉君

政府委員

行政管理局 岡部 史郎君
管理部長 壺井 玄剛君
運輸大臣官房長 八藤 東福君
郵政大臣官 房人事部長 杉田正三郎君
事務局側 常任委員 藤田 友作君
常任委員 会専門員 美濃部亮吉君
行政管理局 計基準備部長 秋山 武夫君
通商産業大臣 官房総務課長

説明員

行政管理局 計基準備部長 秋山 武夫君
通商産業大臣 官房総務課長

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員(小酒井義男君) 只今より内

第一部 内閣委員会會議録第十九号 昭和二十八年七月二十二日【参議院】

閣委員会を開会いたします。
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続きまして各省別の増減の理由について説明を受けることにいたします。

では通産省関係の説明を求めます。通産省大臣官房総務課長秋山武夫君。
○説明員(秋山武夫君) 通産省関係の総務課長の秋山であります。行政機関職員定員法の通産省関係の部分に要約して御説明申し上げたいと存じます。先日資料を御配付申し上げてあるはずであります。昭和二十八年年度定員改正に伴う増減事由という横書したところ三枚ほど綴じました表でございます。

増減の関係の部分の御説明を申し上げたいと存じます。

先ず本省でございますが、機構といたしましてはこの通産省関係の本省には大きな附属機関が一つございます。これは工業技術院でございます。従いましてこの本省の人数の中にはこの附属機関を含んだものでございます。本省におきましては、改正前の定員は一万三千四百十二名でございます。今回の予算編成の際に考えました人員数と合せまして百三十四名を減じまして、改正後の定員は一万三千二百七十八名となっております。これを事務の内容によりまして多少区分をいたしまして御説明を申し上げますが、先ず増加いたしました分、順序に申し上げますと、大臣官房の調査統計部にございます統計調査事務の増加によりする増員が十一名、これは従来からいろいろ各種の統計をやっておりますが、本年度新たに商業統計をやりたいということ、その関係の人員、即ち商業統計の調査表の内容審査をいたします職員が八名、これは年一回でございます。いわゆる商業センサスと称するものであります。次に毎月調査をいたします商業動態統計というものを新たに始めました。この関係で三人、合計十一名の増をいたすことになっております。従来通産省と申しますのは実は商業関係の事務、特に統計的資料は甚だ不備でございます。これは戦後、物の関係の行政に重点がおかれておたという関係で、やや商業関係が軽く見られておたことは否めないものでござい

ますが、今後常態に戻るに従いまして、こういう統計資料等は是非とも必要であるという意味で始めるものでござい

ます。それから第二は、今回この国会に提案をいたしてございます武器の関係の法律施行に要する人数と、前に国会におきまして成立いたしました航空機関係の法律の施行及び事務の増加という人数でございます。合計二十七名でございますが、先ず航空機関係は航空機製造法という法律が昨年の七月十六日、丁度一年になります施行せられまして、今後における我が国の航空機製造事業の発展、改造、助長をいたして行こうということで決定せられたわけでございます。事務によりまして順次に施行をいたしておりますので、いよいよ全面的に動き出すというところで、これは実は内部で或る程度無理をして人数を出してござい

ますが、到底最近のような情勢ではこれに伴わないということが増員をいたしたわけでございます。航空機関係は七名でございます。それから武器の関係は前々国会以来審議して頂いてござい

まして、解散等によつて延びてございしたのですが、この国会に改めて提案をいたしまして今衆議院で審議をされておるところでございます。これが施行になりまして場合武器製造法の施行に伴う武器製造許可等の事務で、これに伴う人員が二十名ということにいたしてあります。

なお先ほどちよつと勘違いいたしまして失礼いたしました。七名と申しましたのは航空機製造事業法の施行に伴う企画の制定の人員でございまして、これは最初に申し上げました工業技術院に置かれます人数でございます。日本工業規格と申します工業標準が各種の物資に亘つて設けられておりますが、航空機が今後発達するに伴つていろいろの企画をそれと定めて参るわけでございます。その関係の人員として七名工業技術院に置かれるのであります。武器と航空機の事業許可等の関係は合せて二十名、全体の合計が二十七名ということになっております。

第三は、これ又今国会で御審議願つておりますが、いわゆる独禁法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律であります。いわゆる独禁法でございますが、これは実は主管庁は御承知の通り公正取引委員会でございますが、実体的には通産省関係の作業が殆んど大部分を占めるという状態でありまして、実質上も問題は主務大臣としては通産大臣が殆んど八割がたと言つてもよろしいかと思ひます。改めて従来認められなかつた協定の独占禁止法の除外行為を認めるようになりまして、これらの認可事務等がふえて参りますので、これについて二名ということになっております。

う増員でございます。これも今国会に提案をいたしましてすでに成立をいたしました。主要点は鉱業権の許可及び登録の基準を従来やや不明確であった点を明らかにするということ、それから一度設定せられました鉱業権の取消というような制度を設けまして、これはまあいろいろの公益上の理由によるものでございますが、場合によつてはまあ私権の侵害等を引き得る

場合が規定されておりました。その損失補償等の規定が盛られております。それらを処理するため、又鉱業権の取消によつて場合によつては他方に受益者を生ずるような場合もございますので、それらの処理というようになると、それから説明にもよつと「公」といふ字がちよつと漏れております。公示送達の規定の拡張、戦時中或いは戦後非常に鉱業権関係が混乱をいたしました。又所によりましては鉱業原簿が焼失いたしました。改めて原簿を作るといふふうな作業を続けて来ておりますが、何分にも戦時中の混乱によりまして、権利者の所在等が甚だつかみにくいというふうなことで、一々該当者を

探し当てて手紙で連絡しておることが非常に事務処理の上に支障を来たしまして、鉱業権の登録事務は甚だしく停滯をしておるといふ現状から、司法系統においてよく用いられます公示送達という制度を用いました。これは従来も一部行われておりましたが、その範囲を拡張いたしましたして事務処理の迅速を図るというような内容を持つております。

なお定員の関係は実はございませんが、鉱業法の関係では朝鮮人関係の規

定等が含まれておりまして、従来外人扱いになつておりました朝鮮人に過渡的に一応權利を認めるという規定も含んでおります。それらに伴う事務増加によりまして、これは四人でございますが、全部地方の通商産業局の鉱山部に配置せられます人員でございます。以上四項目に亙りまして増加いたしました分の合計は四十四人でございます。

次に減少いたしましたのは、先ず第一に官有機械の処理事務の減少とございしますが、これは実は賠償物件等で国の所有に属しておりまする機械を払下げる、或いは貸下げる、或いは交換をするというような仕事をやつておりまして、そのほか結局まあ政府の所有機械でございますから、手入れをいたして行かなければならないということとで、賠償指定以後ずっと継続してやつて来たわけでございますが、おいおいその機械の台数等が減つて参りました、従つてそれに関する事務の所要人員を減じて行くということでございます。本年度においては四名減、このうち二名は地方に配置せられます人員でございます。

それから二番目は在留外人専用物品販売制度の廃止に伴う件ということで五人となつております。これは制度自体をちよつと申上げないとおわかりにくいと思うのであります。SPS或いはOSSと略称いたしております、在留外国人にもつばら外国人の購入のみを認めた店舗という制度が終戦後ずっと継続せられておりまして、最近までのこの制度があつたのでございますが、

もう講和状態にも入りましたし、こういう制度は必要ないということでは、こ

れを廃止するということで、これは全
員五人を減ずるわけでございます。

第三番目は公益事業の調査事務の減少に伴う減、ここにあります公益事業というものは電気事業及びガス事業でございますが、電気及びガスに關しますいろ／＼な許認可等をいたします際には相当細部の問題に亘りますから、こういう制度を設けられてございます。これは事業の性質上極めて公

正を要するという意味で、一般の声を十分に反映しようという建前から設けられたものでございますが、実は終戦後のやや理論に走り過ぎたと思われる点なきにしもあらずでございます。いささか微に入り細をうがち過ぎておるといふ点がございます。それで昨年の八月公益事業委員会が廃止せられまして、事務が全部通産省公益事業局に引継がれると同時にいろいろの問題が出て参りました。或る程度一般の利益を害しない範囲で、できるだけ余り細かい聴聞制度というものは整理しようということにいたしました。実はこれは二千九人でございますが、全員が地方の通商産業局の公益事業部に属せられておる人員でございます。従つて主

として地方におけるそういう聴聞制度を整理する。本省が行なつております聴聞はかなり根本的な、料金の問題とかそういう重要なものが多いのでございまして、これは一応残すということであつて、これだけを整理しようというわけではございません。

四番目は内部管理事務等の減少に伴う減、これは完全な機構の統合によるものでございまして、昨年の八月まで

ございました資源庁というものを解体
いたしましてそれぞれ 本省に吸収さ

いたしまして、それによつて生じます
内部管理の人員の減少でございます。

十六人減となつております。これは本省と中小企業庁両方に亘つております。

それから五番目の輸出信用保険事務の減少に伴う減、輸出信用保険制度というものがすでに二十四年以來実施されております。これは特別会計を設けて運用をいたしておりますが、二十

五年の六月朝鮮事變の勃発と同時に非常に輸出關係において業者の負担する危険度が高くなつたというので、信用保險事務は急激に増大いたしました。人員の増加をしなければ事務処理ができなかつたのでございますが、最近全般的に輸出が減少いたしますとともに朝鮮事變關係の危険度が非常に薄らぎまして、従つて保險の保險率も大部下つて参りました。そういうような關係で、従来いわば臨時に増員をしておりましたのを事務量に應じて減少するといふわけでございます。この四人は全部地方の通商産業局の通商部に属する人員でございます。

第六の金管理法の改正に伴う減と申しますのは、金は御承知の通り、戦時

中から非常な強度の統制をいたして参りまして、戦後も生活の基礎を固めるという趣旨におきまして、その管理制度が継続せられておつたのであります。が、一方これを金工業としての立場から見ますると、余り管理が不必要に強度であることは、産業の発展の上に有害でありまして、今国会にこれを提案いたしましたして、従来大蔵省で全面的に買上げておりました金のうち、今後

は三分の一だけを買つて、あとの三分の二だけを自由に販売することを認め

るといふような制度に改めることに相成つたのであります。法律の所管は蔵省でございますが、金工業及び金の配給統制事務というものの大部分は通産省が担当いたしておりますて、従つてこの制当事務のなくなるためによる減少でございます。合計六名でございますが、そのうち四人は地方の通商産業局に配属せられておつたものでございます。

それから第七のアルコール専売事業特別会計の縮小に伴う減、アルコールの専売事業は特別会計が設けられております一種の企業会計をやつてゐるわけでございます。これは戦争前から継続して行われておりまして、国家直営の工場が十数カ所ございまして戦後これを順次民間に払下げをいたしまして、現在九工場残つておりまして払下げ工場等の残部の整理をいたしております。主としてこれは管理要員でございしますが、現場でなくて間接人員でございしますが、事務量の減少によつて欠員が生じておりましたので、この際これをはつきりと減少しようといふことで四十六人、これは全員が地方の通産局所属の人員でございます。通商産

それから八番目にあります経済安定本部から移管されました事務の整理簡素化でございます。戦時中から行われておりました配給統制事務等が、経済安定本部の廃止によりまして、過渡的に通商産業省に引継がれて、一部の人員が残つておりましたが、いよく

もうこういう状態になりました。割当配給、需給計画等の必要がなくなりまし

て、又国際的不足物資、例えばニッケルでありまつか、コバルトでありまつか、稀有金属と申しますか、これらも世界情勢の緩和によりまして、殆んどもう統制の必要のない段階に達しましたので、これらの事務を廃止して整理しようということによりまして四十三人の減をいたしております。このうち地方の通産局所属の人員が十五人ございます。

それから九番目の広報事務の縮小に伴う減と申しますのは、戦後に主として司令部関係等で渉外及びそれに伴う広報というような事務が付加せられておりましたが、これらを廃止するということによりまして、各省共通に減少している人員でございます。三人の減となっております。

その次に第十は、貿易特別関係業務の減少に伴う減でございます。これは年度末までに十一人でございます。先ほど最初に申し上げましたように、このうち六人は本年十二月一ばいまでは残置するということになつておりまして、事務量の減少に応じて順次減らして行くということにいたしております。

それから十一番目、緊要物資輸入事務の減少に伴う減、これも緊要物資輸入特別会計という特別会計を設けて主として国産にない原材料、例えばゴムでありますとか、先ほど申し上げましたようなニッケル類というような金属類等の備蓄輸入と申しますか、万一場合に備えての、或る程度のストックを手持ちするために、朝鮮事変勃発後に設けられました特別会計でありましたが、これももう不要になりましたので、順次事務を廃止いたしております。ただ従来買入れましたものでな

お下残が多少残つておりますので、一部の残務は残るわけでございます。大部分の事務を廃止いたしましたその関係によつて十人の減少となつております。このうち地方の通産局二名減ということになつております。

最後は援助物資等処理特別会計残務の減少に伴う減でございます。援助物資処理特別会計と申しますのは主として米軍であります。お下残を受けました、ガリオア、イロアと申しましたそれらの物資を処理いたしまして別途の会計をしておつたわけでございます。これも殆んどもうあと僅かの残務のみとなつておりますが、全体の人員も少いのであります。こゝで一名減ということになつております。以上十二項目、合計いたしまして百七十八人の減少ということになつております。従いまして、本省だけで見ますと、百三十四人の純減ということになります。

次に特許庁でございます。特許庁は実は純増をいたすことになつております。特許の事務と申しますのは、経済情勢等にも殆んど変動を受けませんで、むしろ増加する一方という傾向でございます。年々出願件数が累増して参りました。一方行政整理等の場合にはどうしても多少手を付けるというようなことで、未処理件数が逆に現に数ヶ年ふえつつあるというような状態で誠に苦慮しておつたのでございますが、まあほんの僅かでございますが、三十一人だけ増員をしよう。その三十一人のうち、二十六人が審査官、即ち初めの出願がありまして場合にこれを登録すべきかいなかというのを審査する係であります。これが二十六人でござ

次に審判の関係で五人、これは民事裁判の第一審になるわけでございまして、争ひのあります特許案件についていわば司法的な事務をやる関係でございます。これで五人、合計三十一人の増をお願いたしております。これは三十一人でも計算上は殆んど本年に出願されるものがどうやら完全に処理できるかという、計算をいたしますとそういうような程度になるのであります。従来累積せられておりました件数、これは殆んど一年分に近おりまして、出願として累積しております。ちよつとこれまでは手が延びるかどうかかわからないのでありますが、とにかくにも一応それだけ純増をお願いたしたのであります。

それから二番目の事務処理の合理化に伴う減と申しますのは、本年の二月、欠員の整理という関係で、欠員不補充の原則からきまりましたものであります。三人であります。実は私もとしましては、この三人でも非常に影響はするものであります。特許の審査事務というものは、実は技術者が主でございます。それ、細かく商品別に担当しておりますので、必ずしも直ちに適任者が得られるというわけには参らないというところで一時欠員がありましたので、それを予算上の減に合わせたわけであります。以上が特許庁の分でございます。

それから中小企業庁、これ又若干の増員を持っております。改正前の定員では百六十六人、それから四人増しまして百七十人ということになつております。その項目の第一は、中小企業信用保険事務等の増加でございます。中

小企業信用保険と申しますのは、中小企業者が金融機関から融資を受けました際に、その回収の確実というのを金融機関に対して国家が何らかの保険料を徴して保険をしてやるわけでございまして、従来最高七五%でありました。今国会においで改正をお願いしまして八〇%まで引上げるといふこと、その他契約高の増加等も最近の経済事情から急激にふえております。又先ほど御説明申し上げました会計事務等が一部移管もございしますので、これはいわばふりかえたのでございしますが、これらを含めまして六人の増ということにいたしてございまして。

それから二番目の広報事務の減少と申しますのは、主として渉外関係等の事務の減少で二名ということに差引四人の増ということになつております。以上を合計いたしまして改正前の定員一万四千二百五十人に対して省全体を通じて百二名を減じまして、一万四千四百八十八人ということになつております。

なおこゝで百二名減があるわけでございしますが、実は正直のところを申し上げますと、私どものほうは、省全体を通じては実は出血はしないので済む。これは予算折衝の際等も随分いろいろと折衝があつたわけでございまして、結果におきましては、内部の配置転換は相当行なわれなければならないのでございまして、内部の整理をするという人員は出て来ないわけでございまして、以上であります。簡単であります。が、御説明を一応終ります。

○委員長(小酒井義男君) それでは只今までの説明について御質問がございましたら御質問をお願いします。

○井上知治君 この終戦後各省とも統計事務に携わる人はふやしておるようでございます。これは勿論アメリカから教わつたことでしようが、今まで日本の政治家及び行政官といふものは、この統計と政治と行政といふものについて深い関心を持つてなかつたと思つております。統計事務をふやすことも賛成です。併し統計の数字をば行政面に織り込むということについて、われわれ日本人は今日まで甚だどうも遅まきであつたと思つております。そこでこの統計事務に携わる人は、少くとも二、三年はその職に就いて統計事務の習熟をせしめ、そして統計による知識をば実際の行政面に織込むといふふうなうちに今後はお考えをお願いいたしたいと思つております。これは通産省だけでございせん。全国の役所です。

○説明員(秋山武夫君) 誠に御尤もな点御指摘願つたのでございますが、私どもも常々そういうことを感じますが、とかく日本人は数字に親しまない人種と申しますか仕事を勤でやるという慣習がありまして、殊に私どものような経済関係の事務については数字が本来は自己の生命であるはずであります。御指摘のような点は確かに従来あつたと思ひます。今後十分にその点は留意したいと思ひます。

○松永義雄君 ちよつと関連して。結果において統計が各省において違つてゐるような感じがするのであります。例えば貿易統計のごとき、それは違つてゐるのでもなくして、数字を立てる基準がおのゝ違つておるために出て来るのではないか。外貨収支のごときも大蔵省の出していられる外貨収支で

ははつきりしない。そのほかはまだ外貨がどこかにあるんじゃないか、といったようなことが統計面において指摘されて、こういった統計では民間でわかりつこないのだ、そういったことを言われておる記事を見たのです。そういう弊はないのか、そういうものを改めて行くべきではないか。例えば貿易統計が認定とか或いは通関とかいろいろなことを言つて、それが新聞に出て来るとただ結論だけの数字が出て来ただけだからどうも違つてゐるという感じが出来るのだが、説明を聞けばこれはこういう標準でやつてゐる、ああいう標準でやつてゐる、それじゃ我々として日本人は数字をきらいだと言われるが、数字は好きなんだけれども出して来る数字の基礎があまいという標準が一致してゐないというのは非常に困るので、そういう点で一つ統一される気持があるかないか、そういうことはあなたのおほいしに聞いたつてしようがないと思いますが、ついでによつとあなたにお伺いしたい。

○説明員(秋山武夫君) その点も誠に御指摘の通り点が多々あるのでございますが、まあ私どもの関係いたしました部分だけを申し上げるのも如何かと思ひますけれども、或いは本来これは行政管理局が今統計基準をやつておられますので、そのほうからお答え願うほうがいいかと思つておりますが、例えば通商関係で只今申されましたような認定の関係の統計、或いは通関の関係の統計、或いは資金の関係の統計というように、各種の統計がございます。これは決して申訳けをするわけではないのでありますが、我々も実は執務上はそのほうが便利なのでございま

す。つまり時間の関係と折合せますと一番早くできますのは認定統計というのが、これはもう比較的簡単に短時間でできます。それから通関統計と申しますのは、これは主として大蔵省の税関部が統計をとられるわけでありまして、これは実は各地からつと集計をして来るという関係で比較的時間がかかる。従つて極く最近の状況をつかむために通関統計では少し時間的なずれが多過ぎるというようなことで認定統計を使うというような点がございまして、むしろもう少し統計を作り上げるまでの時間的な間隔がせばまれば統計そのものをもつと統一して簡単にできるといふように感ずるのであります。従来からもスピードアップの点は十分努力もして来ております。又実際かなり最近では馴れても来ておりますし、早くなつて来ておりますけれども、なおやはり相当時間的なずれがあるといふようにも感ずるのであります。今後はそういう点をできるだけ努力して一本化して行くという方向へもつて行かなければならぬ問題であると思ひます。

○松永義雄君 お役所のほうは自分のほうが学者だから人民は何でも知つてゐる、こういうふうな思つてゐるかも知れないが、通関などというものはなかなかこれは聞いてみればわかるけれども、聞いてみなければならぬ、聞いてみて初めてわかるようなもので、認定だつてこれはなかなかむずかしいことで、実際の貿易の面を扱つてゐる人はわかるけれども、なか／＼文字の上で読んだだけでは一体認定つてなんだというふうなことで、これはなかなかわかつてわからない。そこにもつて来て

我々が通産省の貿易統計で何か書き物をしてゐると、そうすると暫くたつて出て来る通関の統計が出て来ると違つてゐる。君は違つてゐるんじゃないか、こう言う。それは人民が通関が何だ、認定が何だということがわかつてないのではありませんか、わからなければ本當の政治にならぬ。大蔵省に貿易統計を請求したつてなか／＼出て来はない。それは通関だから出て来ない、あなたのさつき言われたように。そういうふうなことで人民には直接びんと響くような数字が出て来ないのです。我々が受けられないのです。實際困るのです。そこで速報だとかなんとかいふようなことをやつてゐるけれども、何が速報だかさつぱりわけがわからない。そういうふうな意味で統計は貿易だけを見てもそうなんでは、少し専門的なものになつたら人民にはわからないのだと思ふ。そこをどういう考えを持つてゐるか。

○政府委員(岡部史郎君) お答えいたしますが、これは非常に専門的なことでございまして私から申上げますよりも、のちほど美濃部統計基準部長に出席を求めまして御説明申上げたほうがよろしいかと思ひますが、私も承わるところによりまして、いろいろ統計の直接の利用者の便宜のために、これは国際的にも国内的にも同じような統計で基準が違ふ。そのためにそういういろいろ／＼不便を生ずる場合もある。それをできるだけ統一するように持つて行くように、行政管理局としても統計基準部といたしまして努力しているように聞いておりますが、そういうこととに於いても少し専門的に後にお答え申上げようと思ひます。

が、御了承願ひたい。

○松永義雄君 もう一つ。これは細かいのですが、外貨の収支の問題でもそのうなんです。大蔵省の発表する外貨収支は實際とは違つてゐる。まだほかに金があるのだ、だからそんなに日本の経済を悲観することはない、こう言われてみると、こつちはさやふんと言わざるを得ないので、それではそれを統計の上に現わしてゐるかと云つたら現わしてゐない。それで外貨収支が赤字になつてゐるのに、ところが實際上は金がまだプラスになつてゐる。プラス、マイナスなんということになる。實際こつちの恥をかかざるを得ない。そういうものをいかに説明をつけて、ほかにもあるけれどもこれは収支には入らんとか、入れてないとかいふような説明付きの発表でないか、こつちはわからない。そういう基準を一つ人民にわかるように統計を出してもらわぬと議論が立たない。立てれば間違つてゐるといふことになる。それでよそから突つ込まれると、それはさやふんなんだ、この間木内さんがちやんと論文の上で指摘されておられる、そんなに心配することはない、別に又外貨があるのだ、こつちうことなんです。そういう事情がたくさんまだあるのではないかと思ふ。それを一つこれは統計のお話があつたから一つ希望をもちつと述べておきます。

○成瀬權治君 武器等製造法ですが、これは仮に通つて二十名になるわけですが、仮にこつちうふうになつて来ると、なお発展してふやさないわけならんということになるでしようか。

○説明員(秋山武夫君) ちよつと私その先のことを正確に申上げる自信がないのでございまして、武器等製造法の改正自体は、御承知のようにむしろ何と言ひますか抑制的の申しますか、乱立を防止するといふような建前を賣いた法律でございまして。航空機のほうは新しく設備をしなければならぬと見込がないわけですが、武器のほう、殊に簡単な武器になりますと、現に設置されている機械類を動かさずえすれば或る程度の事業はできるということで、非常に乱立し得る潜在的な可能性が多いという意味で、余り乱立することはないつて産業自体のためにならないといふ考え方が入つておりますから、恐らく事業申請の量が非常にふえて来れば別でありまして、差当り今すぐ早急にこれからどん／＼増員して行くといふようなことにはならぬと考へてゐるのではないかと申しては考へております。

○成瀬權治君 この製造許可ですが、そうすると例えば一応どの会社は何をや、どの会社は何をや、こつちやつて来て出そうつてしまえば、新しい会社は年々歳々ふえるというわけではなくて減るということがあつてゐる。

○説明員(秋山武夫君) どうもこれは先のことなんです、いかにも想像で申上げるようでは申訳ないのではありませんか、或る部門においてはさやふん、或る部門においては減るというところは当然であると思ひます。ただそれを通観して、全体として減るかどうかつてしやられと、これはもう方向としては徐々にがらもふえる方向であるという感じでございます。

○成瀬輔治君 減少のはうの三つの聴聞制度の廃止に伴う地方の人が二十九人というのは地方だけですか。

○説明員(秋山武夫君) そうです。

○成瀬輔治君 中央には幾人残っておりますか、こういう聴聞制度に關しておやりになる人は。

○説明員(秋山武夫君) 御質問の点は中央で現に置かれております人員が十六名でございます、それからなおこの關係の地方の二十九名減のあと残るのがやはり十六名ということになっております。

○成瀬輔治君 聴聞制度というのは全部廃止されてしまつてゐるわけですが、地方に残つた十六名の人は何の仕事をするわけですか。

○説明員(秋山武夫君) 先ほど説明が足りなかつたかも知れませんが、全廢ではございませぬので、従来たとえば、極端な例を申し上げるわけですが、或る所に電線を引く、そうしてこの場所、こゝに電線を引くことがいいか悪いかにという判断にまで聴聞を開くというふうな微に入り細をうがつた、考えようによれば非常に國民の利益を尊重したというふうに言えるのであります、非常に行政事務が繁雜過ぎるということ、只今申し上げました人数でもおわかりのように、十六名はなお地方に存置されるわけですが、その倍近くの人数がいわば過剰である、こういう状態にあつたわけですから、事務の整理と人員の整理と両方兼ねて整理しようというわけでありまして、制度そのものは重要な部門については勿論残す建前でございします。

○成瀬輔治君 このアルコールの工場が九つ残つてゐるとあるけれどもなぜ残つてゐるわけですか。買手がなないわけですか。

○説明員(秋山武夫君) 私古いことを正確に記憶いたしません、たしか戦時中一番多いときに十五、六カ所の工場を持つておつたのでありますが、漸次に払下いたしまして現在は九工場になつております。これは実はことの起りを申し上げます、戦前のガソリンの不足を補うということで燃料に使うのが主目的であつたわけでありまして、情勢は一変いたしまして、なお且つ現にアルコールの官督工場を持つてゐるというところは、主として実はこれは食糧關係といひます、農民対策という面が相當強いのでございまして、最近では輸入糖蜜等も一部原料にしておりますが従来は殆んどが何もでやつておりました。極く一部分がパルプの廢液とか糖蜜等を原料にしております。従つてこれを急性に払下げることも実は不可能であります、仮にできたとしても、それが従来通り民営工場としていをもを消化してくれればいいのであります、それがその通り行くか行かないかという見通しはなかつた、むづかしいのであります、大体年々一工場乃至二工場ずつ払下して民営に移しております。

○成瀬輔治君 ガリオア資金の結末は一応全部ついてゐるわけですね。未決済なら未決済として一応のしめくりがつくわけですね。イロアはどうなつております。

○説明員(秋山武夫君) ガリオア、イロアとも円に關する計算につきまして全部はつきり決算できております。これはすでに前国会以前、つまり決算できました都度国会の御承認を得て決

算委員会で御承認を得ておるようでございます。ただ外貨との關係がちょうど今問題になつておりますものでございまして、国内の円計算に關する限りは証憑書類等の整理も全部できております。

○成瀬輔治君 なお対日援助物資關係を少し御説明願ひませんか。決濟關係についてわかりませんか。

○説明員(秋山武夫君) ちよつと細部の点私よくわからないので恐縮ですが、或いは相當の課長を呼んでもよろしうございします。

○成瀬輔治君 先ほどの統計の話が出たわけですが、今度統計をどういうふうにおよしになつたわけですか。この前の整理のときには統計を機械的にぶつた切つて来て、まああなた文句言つてもしょうがないわけですが、私も、私はいつもおかしいと思つておりました。この前は統計は相當高いパーセンテージで整理されたときは、行政管理庁の決定した一つの大きなパーセンテージの方針だつたと思つてゐる。今度あなたの方針は十一名ふえる、これは確かにふえる理屈はあると思つてゐる、これはあなたに申し上げるわけですが、これはあなたに申し上げるわけではなくて、今度又この次は私に恐らく整理対象のうちにくらべて来れば又減らそうじやないかということに必ずこの統計が入ると思つてゐる。そういうときには一つ各省でが張つてもらわなければならぬから、通産省でも一つが張つてもらひたい。これは恐らく今あそこ御発言があつたように全部私は委員会の一致した意見じやないかと思つてゐるわけですが、その点をお願ひしたいと思ひます。

ないところおつしやいます、これは實際ないですか。例えばまあアルコールは欠員だから問題ないが、配置転換というものが地方の通産局の人が本省へ転動するとか、或いは本省から地方へ行くとか、こういうことは今までも行かれてゐるわけですね、ですから實際的な出血はない、こう丁承していいわけですね。

○説明員(秋山武夫君) 統計の關係につきましては、実は私どもも随分頭を悩ましてゐる、実は本年度も機械を一台ふやしてゐるというふうなわけ、これはできるだけ機械化することによつて人員を減らして能率を下げないようになつてゐる一面、本年、後ほど美濃部部長がお見えになれば詳しくお話願ひすると思つております。私のほうの關係の統計につきましては内容の簡素化と申します、できるだけ整理をいたしまして、殊に従来物資行政をやつておりました關係で、物資の範圍が非常に広範に互つておつたのを或る程度思い切つてつめるというふうなことによつて、つまり統計を作りやす分についての支障は何ら起さないように、併しなくても済ませられるものについての手数はできるだけ省くようにというふうな方針で人員整理に應ずる事務のほうの整理をいたしました。同時に先ほど申しました機械の採用、IBM等の採用によりまして能率を上げるといふようなことでやつております。ただ誠に妙なことを申し上げるのであります、実はIBMを借入れる経費というものは日本の財政水準から申しますと相當高い。従つて若し行政整理というものがこの人件費の節約という趣旨において行われるものであるとするなら

ば、果してあれだけの高い機械を払うことが日本の実情からいってそれが節約であるのかどうかという点については私も根本的に疑問を実は持つております。極端に言へば若い女の子でそのばんを入れて人手で計算したほうがかえつて経費としては安く済むという面もあるわけでありまして、そこいらと機械との組合せをいたしまして、できるだけ能率よく早く、正確なというところを心がけてゐるわけでございます。

○竹下登次君 増減について先ほど御説明何つたのですが、どの仕事でどれだけ減るのかというところだけではどの程度の仕事が減つて行くのか、或いはふえて行くのかちよつと見当がつきませんので、現在の定員がどうなつておるかということをおもつと御説明願ひたいと思ひます。たとえて申しますと、調査統計事務の増加に伴う増が一人でありまして、これの現在の定員が何人あつてどのくらゐの仕事がふえるから十一にふえるのかというその見当のつくような御説明を願ひたいと思つてゐる。もう少し詳しく申しますと、商業統計の調査表の審査に従事する定員を八人ふやすということになつておられます。何人おつて足りないから八人ふやす、それを承りますれば、仕事の量がどれだけふえるかという見当がつくと思ひます。ただ現在の定員でも専務しておられる人と、それから兼務しておられるところというの、あつて、説明しにくい部分もあつたかと思つておられます。できるだけわかるように簡単にいいですか。

○説明員(秋山武夫君) 御尤もなお尋ねでございます。時間の關係で説明を

省略いたしましたので、その概略を、それでは現在員と今回の増員の関係を申し上げます。

最初のお尋ねのありました調査統計関係におきまして、今回ここに出来ます商業関係の問題は現在の定員が関係する部分だけでございまして、七十三名でございます。それに十一名の増といふことで増員後は八十四名になります。

それからいづれも関係部分だけ申し上げますが、二番目の航空機および武器の生産に関する事務、これは既存定員が十四名でございます。それに二十七名の増、合計四十一名。

それから次の独占禁止法の改正でございます。これは既存の定員が三名でございます。それが今回二名の増で合計五名。

【委員長退席、理事上原正吉君着席】
それから鉱業法の改正の増は既存定員が三名、増員四名、合計七名。

それから減少のほうでございますが、官有機械の処理、既存定員が二十四名の中から四名減で二十名。

二番目の在留外人専用物品販売制度の廃止、これは既存五名の全員減でございます。

それから公益事業の聴聞事務の減、既存四十五名のうち二十九名減で十六名残存。これは地方だけでございまして、中央の関係は申上げません。四十五名全部地方、そのうち二十九名減じで十六名。

それから内部管理事務の減少に伴うもの、これは多いのでございまして、既存五百五十七名のうち十六名減、五百四十一名になります。

は、既存定員が十八名、そのうちから四名減になつて十四名。

それから金管理法の改正、既存定員が九名、そのうち六名減で残存が三名。

それからアルコール専売事業の縮小、これは既存定員がこれも多いのでございまして、千五百六十五名のうち四十六名、これは欠員だけ減らした四十六名減で千五百十九名ということになります。

それから旧経本からの移管、六十九名のうち四十三名減、残が二十六名になります。

それから広報事務の減、既存二十四名に対して三名減、二十一名。

貿易特別会計の残務処理、既存十五名のうち十一名減で四名残ります。

緊急物資輸入事務の減少、既存五十名のうち十人減、残り四十人。

それから援助物資等処理の特別会計、既存が十五名のうち一人、十四人でありまして、

外局の特許庁の関係は随分多いのでございまして、既存定員二百五十五人に三十一人増といまして二百八十六人になります。

それから事務処理の減、これは現在の欠員の減でございまして、特に申上げません。

それから中小企業信用保険の関係が、既存定員二十四名に六名増いたしまして三十名、それから広報事務十七人のうち二名減で十五人残るのであります。

以上でございます。

○説明員(美濃部亮吉君) それでは松永委員の御質問に対してお答え申し上げます。御質問の趣旨は誠に御尤もでございます。

計につきまして、貿易統計、輸出入認証統計につきましては大蔵省の通関、関税領域内に入つたときと出たときにつかまえます貿易統計と、それから輸出入の認証を得たときの認証統計と二本建になつておりました。その間にキャンセルがあつたりなんかいたしますもので、どうしても食い違いがでるのでございまして、それで言うまでもなく一つの統計に二つの異なつた数字が出来ますのは最も避けるべきでございまして、私たちがこれを一本にきめようといふことを考へて、大蔵省及び通商省とも話合つたことがあるのでございまして、併し結局大蔵省の貿易統計の発表が、どうしてもずつと遅れます。そうしてそれにもかかわらず、この輸出入の大体の動きは商売をする方々等がでるだけ早く知りたいといふ非常な熱望があつて、大蔵省の貿易統計を待つては遅過ぎるということがございまして、認証統計はあらかじめ輸出入をする前の認証によつて直ちに計算いたしますから、発表の期日が比較的早くなつて参るものであります。そこで民間からの要望もございまして、認証統計といふものがすつかりなくなつてしまつて大蔵省の貿易統計一本になると時間がかかり過ぎて商売するのに困るから、これは置いておいてもらいたいといふ希望がございまして、置いてあるわけなんです。勿論日本の輸出貿易の統計といたしましてオーセンティックなものは大蔵省の貿易統計で、ただ商売をしたり或いはその他の都合上早く一応の数字を知りたい、そうして早くそれを発表するのには今のところ認証による統計を発表する以外にはないといふので、一応これを許し

ておるわけなんです。勿論、理論上理想といたしましては大蔵省の貿易統計を諸般の間に合うように早く発表する手段を講じまして、そうして認証統計をやめてこれに合流するといふのが理想であります。大蔵省も機械の整備その他で努力しておりますけれども、いふに努力しておりますけれども、まだその時期の関係が主な原因となつて、認証統計をすつかりやめるといふことは一方においては非常にお説のようによいのでございまして、けれども、他方においてはその時期の関係から不便も出て来るというので、まあい

わば、やむを得ない暫定的措置のようになつて許していただくわけでございます。

○松永義雄君 そうすると、只今のお話によると、結果としてクレームがついたような貿易上の輸出入が実際に行われておつたという統計も別にあるのですか。

○説明員(美濃部亮吉君) 実際には日本に入つたり出たりした数字をつかむ統計でございます。

【理事上原正吉君退席、委員長着席】

○松永義雄君 クレームがついてキャンセルされた場合には……。

○説明員(美濃部亮吉君) その場合には認証統計には出ませんけれども、大蔵省の貿易統計には出ないわけでございます。一通入つて又クレームがついて送り返すという場合は輸入に入りますけれども、いやしくもまだ間税地域に入らない限りは大蔵省の貿易統計には出ないわけでございます。認証統計には出ませんけれども。

○松永義雄君 そうしますとあれです

か、日本が立場の弱いためにいじめられてどれくらい貿易上ひどい目に会つておつたか、クレームをつきつけられてキャンセルされる、そういうつたような統計は別にあるのですか、それだけの統計は。

○説明員(美濃部亮吉君) それだけの統計は私の知っている限りにおいてはございせん。しかし行政資料として通商省の中でそれを数字に作つておるかも知れませんが、これは行政から出て来る統計として特別にそれだけのものを独立して発表していることではないと思ひます。

○説明員(秋山武夫君) 関連してちよつとお答え申し上げますが、只今美濃部部長から答弁がありましたように、実は行政資料としては私どものほうの通商局の内部の非公式な集計したものはございまして、大体たしか月別に集計しておると思ひますが、これは統計法による指定統計では勿論ございせん、従つて発表もいたしておりません。ただ内部的に利用することはござい

ます。

○松永義雄君 結論は発表してもらいたいと思ひますが、この委員にです。それはなぜそう言ふかといふと、経済外交とかやましく強調されておるが、どれくらい日本が今までいじめられて来たか、数字的に殊にその原因が必要だと思ふ。実際悪い品物が行つてキャンセルされるというならそれは仕方がないでしょう、商売ですから。ところが値が下つたから受取らんとか、没義道なひどい目に会つておる事実もあるやに、記事が出ておるのです。が、実際そういうものがあるのかないのか。若し差支えなければこの委員

会に一つ。

○説明員(秋山武夫君) 御承知の通り、原因別で分けて申しますと、実は品質クレームというものが圧倒的に多いのでありまして、御指摘のような値下りによつてというの、例えば着付のバキスタンにおける綿糸布問題のような一時的に大きく現われたということはときどきございますが、常時的に見ますと、いわゆるマーケット・クレームというものはもう極めて少ない、平生は少いのでありまして、従つて御指摘のような圧迫を受けてということがそれからつかめるかどうかはちよつと疑問かと思ひますが、御要求とすれば勿論私も整理して提出することとは一向差支えございません。

○長島銀藏君 特許庁の増員の件に関連いたしました、只今の説明では約一年分くらいの未処理の分が残つていらっしゃるというお話でございましたが、件数にして大体どれくらいあるのございしますか。

○説明員(秋山武夫君) 先ほど時間を節約いたしましたのですが、少し細かいです。それと数字で御説明申上げたいと思ひます。全体で三十一名でございしますが、そのうち審査官の増員が二十六人、審判官の増員が五人でございします。問題は主として審査官のほうでございまして、今数字を多少申上げましたが、一昨年二十六年度末の未処理の件数というのが四万六千二百八十一件でございまして、これは特許及び実用新案関係全部含めてであります。それから昨年二十七年度の出願件数が四万四千三百件でございします。それから二十七年度末の未処理件数が五万二千六百八十一件でございします。こ

れに本年度のくらしい出願がありそうかという予想をいたしますと、二十八年度の出願予想件数は四万七千件となつております。実はこれは特許の審査事務といたしまして、勿論郵便局の窓口事務とは違ひますが大体過去古い経験から一人が年間どのくらいの案件が処理できるかということはおおよそわかつておりました、最近のところでは大体二百四十件、一人一年間の処理件数は二百四十件ということになつております。従ひましてまあ仮に二十

七年度昨年の出願件数四万四千三百件をこの二百四十件で割つてみますと百八十四人を要するという数字になります。従来、従来の二十七年度の定員百五十八人をこれから差引きますと二十六人という数字が出るわけでございします。実はこれは理論上は甚だ不正確で、昨

年の実績を単に一人当りの予想処理件数で割つたという数字でございします。従ひまして本来私も卒直な希望を申述べれば、過去にたまつておりますものを含めたものをこの二百四十件で割つた人数をはいわけてございします。が、実際問題としてはなか／＼これは予算折衝等の上では実現できないわけ

でございまして、結果においては先刻申上げましたように従来たまつたものは順送りにやりましたまつて行かざるを得ないというふうな状況になるかと思ひます。

○長島銀藏君 今のお話から想像いたしますと、毎年増加して行くという御説明をされておられるのですが、そうなつて来ますと、これは通産省でもう少しがん張つて人数をふやさないと、とにかく特許を出した人は一日も早くこの特許の下りることを希望しているの

すが、この調子で行くと、出してもいつ下りて来るかということがちよつと見当がつかませんですね。

○説明員(秋山武夫君) 私どもの努力の不足の点勿論ございしますが、同時に実はまあ全体としての人員の増加というものがなか／＼むずかしいという実情もありまして、実はこの二十六人をふやして頂いたことも我々としては実は精一杯の努力であつたと考えておるわけでございしますが、他方現在の特許制度そのものの、特にこの実用新案の制度というもののについては、私もとしましては最近かなり疑問を持ち始めておりまして、専断特許という制度は勿論各國共通の制度でございしますが、実はこの実用新案という制度は世界で持つておりますのがドイツと日本だけでございします。勿論、ですから現在日本の制度は過去においてドイツの制度になつたわけでございますが、ドイツでも大分問題が出ておりますように聞いておりますし、我が国におきましても実はこの次に特許法関係、工業所有権の法律の改正をする際に現在の実用新案制度を如何にするべきかという問題を、根本的に今委員会を設けて討議しておる最中でございまして、従ひまして件数でこそ見ますと年々たまつてい

るに見えらるものでありますが、実は余りに簡単に、こういう何と言ひますか、独自の権利を与へ過ぎておるといふ面があるために、いわばまあ出願の何とないが、また濫用と言つては語弊がありますが、いたずらに何でもかんでも持つ込むという事実も否定できないわけでありまして、これらは或る程度やはり制度自体として考え直すべきじやないか。若しそうじやなくて現行制度

のままでむやみに人数をふやして行くと、将来は非常にばう大な人数を抱えざるを得ないというところに落ちて行くわけでありまして、我々といひましては当面何とかこゝでしのぎをつけ

て勿論できるだけの努力をして、なお且つ問題が残る点は制度自体の改正によるべきではなからうかということを考えておる次第でございまして、従ひましてこの件数はこのまま残つて行くということにはまあならんと思ひますし、又ならんように努力をするつもりであります。

もう一つの問題は、戦後に丁度戦時中とめられておりました連合国人との関係の特許関係というものが非常に錯雑いたしました、もちろん資料の紛失等もありましたし通信の不能等もありました。その結果実は未処理物というのがこの中に相当含まれておるのでございします。これはまあ講和関係、平和状態の回復と共に逐次処理をいたして

おりまして減りつゝあります。従つてその面からもまあ今後の趨勢でふえて行くということではないだらうという想像をしておるわけでございします。つまり国内的には根本的に工業所有権制度そのものをもう一遍検討するといふ問題、それから過去にたまつた、殊に戦争の残骸としてたまつた性質のもの、その面においてたまつただけその処理を急ぐということによつて、余り人数を無制限にふやさないでも処理できる態勢を持つて行きたいというのが現在の私たちの努力の目標であります。

○長島銀藏君 通産省としてはこの特許関係につきまして諸外国の例を相当お調べになつておると思ひますが、例えば一等國に属する米英とか或いは敗

戦國であるドイツ等から比較いたしますと、日本の特許権の出願件数の比例ですが、こういうふうなものが若しおわかりでしたら御説明願ひたい。簡単に結構です。

○説明員(秋山武夫君) ちよつと御質問の点、私特許の専門でないものでございしますから、数字的に申上げかねる点は遺憾でございしますが、全体として見ましてよく言われる常識的な議論としては、先ほど申しました実用新案のいわば濫用といひますが、要するにそういう類の悪く言えば思ひつきに近いような類の出願が数において相当多い。これは決して外国との比較だけの問題でなしに、お互い我々の目から見ても余り法律制度として認めないわけには行かないだらうけれども、どうも大して感心しないというふうな類のものが多く、根本的な産業上の革命を起すとか、非常な能力を画期的に向上するといふような思ひ切つた本當の意味の発明といふものの件数は残念ながらどうもやはり欧米諸國に比べては決して多くはないという状態のように心得ております。

なお数字的な御要求等がございしますれば、資料を整えて提出いたします。

○竹下豊次君 承つておりますと、特許庁は大変に仕事が多量なつておるようですが、大分超過勤務といふのが多うございします。どうなつておりますか。

○説明員(秋山武夫君) 実は今日は洗

いざらひ申上げることになるかと思ひますが、正直に申しますと、特許庁というのは二百四十件という先ほど上げました件数でもわかりますように、一人当りのいわば年間の勤務時

間当りでも計算が一応出るような仕組になつておりました。そう激しい超過勤務をしないでも片附くという建前になつておりました。と同時に実はこの特許の審査事務というのは非常な専門的な仕事でございまして、単に提出された書類を読むというだけの仕事ではないわけであつて、諸外国から網の目のように送られて来る資料類を整理し目を通して、同時に又部門々々の専門の新しい文献等を調べるといふようなことで、いわば学者の生活に近い形の仕事でございまして、単に役所の机にいて時間だけが実の仕事の時間ではないわけであつて、例えば自宅で関係の文献を読むということも実を言つて仕事の範囲に入るわけで、従つてそういう意味で特許庁関係の仕事には他の官庁の仕事に比べて逆にならざるを得ないわけであつて、建前としては超過勤務をしないでも済ませる、こういうふうなことになつておるわけでありまして、実際は国民のはうからもつと早く決定してくれ、こういうような要求が強いために、事実は超過勤務を相当やっております。従つていわば超過勤務なしの超過勤務、超過勤務をもらわないで超過勤務をしておるという状態でありまして、それの裏付けの一つの例として申し上げますと、胸部疾患が特許庁関係で割合多いという事実があるものであります。これはほかの仕事と違つて外へ出歩いたりするといふようなことが少ない。机の上ですわつて処理するといふような関係の性質もあると思ひますが、どうも健康上はよくない仕事、殊に古い書類をひつくり返したり、書庫に入りびたりするといふようなことで非常に健康

康上よくないわけでありまして、私も頭を悩ますわけでありまして、実際問題としてはどうも従来の階級上なかなかに超過勤務をもらつたり或いは或る程度休暇を余計見てやるというふうなことができないわけであつて、非常に気の毒に思つておるわけでありまして。

○竹下豊次君 私の前項と逆にお答えだつたのですが、私はそう何年も停滯しておるというからには、特許庁の関係は仕事を急がせる意味において、相当にはかの所よりも超過勤務を奨励するといふわけではないかも知れませんが、けれども、結果において相当にやつておるのじやないか。それから御本人たち役人にしてはとにかく仕事をためてそのまゝに長く置くよりも早く片付けたい、こういうふうな気持ちもあつて、真の超過勤務ではなくして近頃は妙な超過勤務といふのがあつたやうなわけもありまして、そういうふうな意味でなくして、本当に働こうとして超過勤務がふえておるのではないかと思つたのです。おほかたどのくらいありますか。

○説明員(秋山武夫君) ちよつと手許に資料を持つておられますんで正確なことを申し上げかねますが、実は私の今申し上げましたお答えは少し主観が入つたきらいがあつたと思ひます。係の者の今の記憶では大体本省も特許庁も月平均で十五時間分ぐらゐの超過勤務料をつけておるというものであります。竹下委員の御質問のように特に重点をおいてその方へ廻しておる、こういう事実はないのであります。別に差別待遇にはもちろんなつておらないやうであります。仕事の性質からいつて夜間まで役所においても実は処理件数は

その数はふえない。それは先ほど申し上げましたように書類を見るだけが処理でない、こういう点に仕事の特質があるわけでありまして、勿論できるだけ早くさせるという意味で精神的な意味の応援は随分しているつもりであります。が、実際問題としては特許庁にだけ又別に超過勤務手当をつけるということも、これは予算折衝の問題としてでもなか／＼不可能な問題だと思つたのでありまして、その点は一つ御了解願ひたいと思ひます。

○竹下豊次君 私は超過勤務の問題につきましても疑問もあつたので、必要な勤務手当を出すといふことは必要であると同時に、不必要な超過勤務に對して勤務手当が濫用されるやうな疑いがあるとかいふことは十分取締つていかなければならぬといふやうに平素考へておられますので、特許局のお仕事について詳細存じておられますから、よそよりも特別ふやしてしなればならぬ所だといふことを今申し上げておるのじやありませんが、ほかの所よりも少いといふことになつたら、なんだ、こつちが働こうとしても働かせないじやないかと言つて仕事の上になお仕事が決滞する、気分的にそういうことになつてやしないかと思つてお尋ねしたのである。

それからもう一ついでお尋ねしたいのでありますが、これは通産省だけの問題じやありませんが、実際超過したばかりに對する超過手当が十分に払われない、一部分しか支払われないで内々不満を持つておるという声を方々で聞くのですが、おほかた通産省でもそれがあつたじやないかと想像いたしますが、実際支給される割合は実際の

超過勤務時間とどのくらいの比率になつておるものでございませうか。若しそれが速記をとつて悪いならば速記を抜いて結構なんです。

○説明員(秋山武夫君) 実はこれもそこまでのお尋ねが出来ると思ひました。さうで、数字的な資料を用意してございせんが、もちろんこれはもう勤務の場所、即ち部局の配置如何或いは年間にあつても仕事量の繁閑の時期によつて非常に差があらわれます。まあ私のことでも申し上げるのも大変恐縮であります。が、私は最近別の制度を適用されておられますが、それを受ける前でも、例えばちよつと皮肉になるかも知れませんが、国会中はもう本當に正確に申し上げたら数倍頂かなければ合はないうらいであつた時期があらわれますが、同時に国会のない時期或いは夏の時期等で一般的にひまな時期といふことになれば五時の勤務ですと、まあ五時半には帰れるといふやうな状態でありまして、これはもう一概に申し上げるわけにはいかないのであります。勤務をしないのかかわらず實際勤務をしたやうに働つて超過勤務手当をとつておるといふ事実は私は恐らくないと思ひます。と申しますのは実はそれはどたくさんの超過勤務手当が組まれておらんといふ事実から帰納して申し上げたわけでありまして。

○竹下豊次君 私が超過勤務のことをお尋ねしまする気持は、非常に超過勤務が多くて無理が行つておるというところであるか否かによつて定員に關係して来るのです。そういう意味で実は私はお尋ねしてゐるわけなのであります。それで今その無駄な超過勤務はないといふ話を伺つたが非常に私は愉快

に思ひますが、併し世間では、残留して何か仕事はしておるのだ、併し残留しないでもいいのだといふやうな場合に、やはり相当の、端的に言うならば超過勤務を、ほしきままに居残りをするとかいうやうなことが行われておる。又上の人が経済的にも考慮を、情をかけてそういうことをさせているところがあるやうなことを噂に聞くものですからお尋ねしたわけなんです。

併し通産省ではそういうことがないとおつしやいまして、これは非常に結構なことだ、今のやうにやつて頂きたいと思ひます。定員の關係と今の何は別に關係考慮なくしてこの数字をお出しになつておるわけですね。

○説明員(秋山武夫君) 実は先刻申し上げましたやうに、いつの時期をとるかによつて非常に違つて、従つて単に或る時期においてひまなやうにしておつたからそこには仕事が少ないのだと簡単に断定はできないといふことは申し上げられなくとも思ひます。一つの例として申し上げますと実は私どもの限から公平に見て、局の間で随分繁閑がございまして、一年を通じて見た場合に、例えば通商局といふやうな、これは現に相当の重要な割当業務をやつておられます。関係から部外者の出入も多いといふことで、こゝだけはもう恐らく正直に申し上げて満足な超過勤務手当はもらつておらんはずだと心得ます。私も比較的仕事の性質上遅くまでよく残りますので、それらの場合にとき／＼のぞいて見るわけでありまして。ほかの局は帰つてしまつても通商局の、殊に或る一部の人はただけは殆んど帰つておるのを見たことがないといふやうな状態

であります。そういう意味で局間の緊
閉は随分ございますけれども、これは
むしろ足らんほうの程度がひどいとい
う意味で申上げるわけがあります。ど
うぞさよう御了承願いたいと思いま
す。

○委員長(小酒井義男君) それでは岡
部管理部長に一つお尋ねしてみたいの
ですが、これは例として申上げると、
通産省が今問題になつておるのでこれ
を例としてお尋ねするのですが、武器
等製造法という法律が成立しなかつ
たというような場合には、当然これに
必要な定員というものは組まれて行か
ない。こういうことになるのだから
と思うのですが、これは減る場合もや
はり同じだと思ふのですが、そういう
ふうに理解をしてよろしいかというこ
とと、それから例えば定員法の関係
で、こちらが審議をしておるのに先立
つて法律案が成立をしてしまふといふ
ような場合もあると思ふのです。そう
いう問題については、その定員に対し
てこの所管しておる委員会が、定員と
又実際必要な人員がどれだけだとい
うような断定をせば、それに従つて人
員というものが増減があり得るのだ
と、こういうふうな解釈を持つてよろ
しいかどうか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申上
げますが、これは実はよく問題にお
点でございます。今お尋ねの点、及
び予算と定員法との進行状況の関係、
それから他の実体法とこの定員法と
の関係、これをどうするかという問題
でございます。勿論理想的な形態と
いたしましては、予算と仕事を規定し
たします実体法と定員法とが三者一
体、同時に審議され一緒に可決される
という状態が一番理想的な状態だろ
うと思ふ。併しそのようなことは望
み得ないわけでありまして、そこで前
後した場合においてはどうかというこ
とになるかということでございますが、こ
の定員法の定員は原則といたしまして
は、その増加を認める場合におきまし
ては、実体法におきましてそれだけの
仕事が出るのだから、その仕事に伴
つて新たに必要な定員の増加を認めると
いう場合と、それから従来の仕事量が
量的にふえて来る場合と二つあるかと
思ふ。この新たに実体法に基
きまして新しい仕事ができるというよ
うな場合におきまして、その実体法が
通らないで定員法だけが先に通りました
場合におきましては、これは定員法
のその定員の分は定員法上は一応は生
きてゐるものと言わなければならませ
んが、実際においては使用できないも
のといふことに相成るわけでありま
す。例えて申しますと、前に参政官と
いう制度につきまして、参政官という
制度を設ける実体法がつまはれた
が、国家公務員法におきまして参政官
という制度を特別職とする法律だけは
先に通りましたが、そういうような場
合におきまして、国家公務員法で参政
官という特別職を規定いたしましたも
実体法で参政官を設けるといふ法律が
通らなせん場合におきましては、その
国家公務員法のほうが助かないと同じ
ように、定員法のほうがおきまして、
定員法はたとへ通らなくても実体法が
通らない場合におきましては、その定
員はたな上げになると解釈すべきだろ
うと存するのであります。

○委員長(小酒井義男君) 法律案が、
実体法が先に通つた後に、定員として
組まれて来たものの定員を委員会のほ
うにおいて或いは減らす、或いは増員
をするといふようなことがあつても差
支えないのだからということなんで
す。

○政府委員(岡部史郎君) お答えいた
します。この定員法が国会において御
審議中にその増員或いは減員を規定し
たしました実体法が否決されるという
ような場合におきまして、それに伴
つて不要となる分につきまして国会にお
いて御修正頂くといふことは、それは
当然そういうことがあり得ることにな
るだらうと思ふ。

○松永義雄君 イエスカノールかでいい
のです。実体法がきまつた場合にそれ
に伴う定員の増加は、実体法の制定に
従つて拘束力を持ち当然定員をふやす
ことになるのか。イエスカノールか、説
明は要らん。

○政府委員(岡部史郎君) イエスカ
ノールかというお尋ねであります。例え
ば軍人恩給関係を実施するために恩給
局に八十人、郵政省の職員として五百
十人ふやすのございます。これは
定員法上は全く恩給法が通るといふ前
提でその定員の増加は御審議頂いてい
るわけでありまして、恩給法がつまは
ればこの定員法の増加は要らないとい
ふことになります。要らないけれどそ
の定員法が若しも通つた場合におきま
しては不要額であります。御審議頂
く場合にこれは要らないからこの分だ
けは削るうといふことは御審議のプ
ロセスの問題であります。その段階に
よりまして削つて頂くといふ場合もあ
るうかと思ふ。もつと別な問題で

申しますれば、まだ定員法が出たばか
りといふような場合におきましては、
或いは撤回して出し直しをするとい
ふようなことも方法として考えられま
して要は方法の問題であります。今申上
げました例におきましては、その仕事
に伴う分の職員だけは使ふべきでな
い。使ふべきでないことについてはい
ろいろな適當の方法があるうかと思
ひます。

○委員長(小酒井義男君) 速記をとめ
て下さい。

○松永義雄君 簡単に、これも一つあ
とにありますが、簡単に一つ答弁
願ひたい。武器製造法案について、ま
あ航空機製造法案はもう通つたので
すが、武器とは、何ぞやといふことな
んですけれども、一口にちよつと言つて
武器とは何だ、それは通商産業委員
会がどこかできつと審議されてゐると思
うのですが、兵隊さんの使うような武
器を意味するといふことですか。簡単
で、イエスカノールか。

○説明員(秋山武夫君) ちよつと法文
を持つて来ておられませんので正確でな
いと思ひますが、私の記憶で申上げま
すと、いわゆる武器と言ひますか、殺
傷用のものでございませぬ。鉄砲、大
砲、重砲類これは勿論入ります。それ
から爆発物、例えば爆弾のようなもの、
これは勿論入ります。それから間
接兵器と申しまして、戦車の部類のよ
うなもの、今言へば特車、あれも場
合によつては入る、いづれ政令で内容
的に細かいものはきめることにしてご
ざいます。その段階で明らかになる

と思ふのでございますが、いつか通産
委員会でも火砲びんはどうだといふ御
質問がございましたが……。

○松永義雄君 その程度で、それでい
いのです。そうすると、武器の製造は
今までは外貨獲得のために製造を許し
ておつた、こういうことなんですか。
今度武器製造法でできる武器の製
造の結果、それは保安隊や何かに使わ
れるのですか、どうですか。

○説明員(秋山武夫君) 今度の武器製
造法はお尋ねのような意味におきまし
ては全く無色と申上げていいと思ひま
す、あくまで産業的な見地から、企業
の乱立を防ぐ、つまり現に設備がある
だけに材料と人さえ加えれば幾らでも
できる、従つて出血競争が非常に
激しくなるという意味におきまして、
産業の見地から或る程度規制して行か
なければならぬといふのが主たる狙い
でありまして、政治的意図は何ら含ん
でおらない、こう申上げてよろしいか
と思ひます。

○松永義雄君 これはそれと、のとこ
ろへお尋ねしなければならぬことであ
りますからこの程度にしておきます。

○委員長(小酒井義男君) それでは通
産省関係の質疑は以上で打ち切ります。
それでは次に、續いて運輸省関係の
定員増減の理由の説明を受けます。

○政府委員(藤井玄剛君) 定員法改正
中運輸省に関する分について御説明申
上げます。

運輸省関係の定員につきましては、
ちよつとややこしくなつております
が、本文の法第二条と附則の第五項と
二つに分れてございまして、これは御
承知の通り昨年の八月に行政機構の改
革が実施されました際に、海上保安庁

の所掌事務のうちで警備救難関係は、総理府に置きまして保安庁の外局である海上公安局に持つて行つて、海上保安庁の中にある水路灯台の仕事は運輸省に残しておくとしような関係になつたのでございますが、海上公安局の実施は別に法律を以て定める日まで実施は延期するといふようなことになりました関係上、従来通り運輸省の外局として海上保安庁がそのまま残りまして警備救難の仕事と水路灯台関係の仕事とを一元的に海上保安庁で処理することになつたわけであります、その関係を現わしますために、定員法の第二条におきましては海上公安局法施行後、従つて水路灯台関係事務を外局である海上保安庁から運輸省に移されるようになる日以後の運輸省の職員

の定員を規定いたしまして、附則のほうで海上公安局法施行の日の前日まで現状通り海上保安庁が運輸省の外局として存続しておりまして、その間の定数を規定いたしておる次第でございます。定員の増減という理由につきましては、お手許に資料を配付してござい

まして、一万六千九百九十九人に改正するものでございまして、附則の関係におきましても運輸省全体といたしましては海上公安局関係を含めまして第二条と同じく三百五十六人の減員となつておるわけでございます。やや入り組んでおりますが、大体簡単に御説明申し上げた次第であります。

○委員(小酒井義男君) 運輸省関係の増減理由の説明は終了しましたが、これに対する御質疑がありましたら質疑を願ひます。

○上原正吉君 御配付の資料が乱丁になつておりましてさつぱりわからないのですが……

○委員(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(小酒井義男君) 速記を始めさせていただきます。

○政府委員(岡部史郎君) それでは私から総括的に御説明申し上げますと、あと詳しいところを並官房長にお願ひすることといたします。

定員の増減という理由につきましては、お手許に資料を配付してござい

まして、一万六千九百九十九人に改正するものでございまして、附則の関係におきましても運輸省全体といたしましては海上公安局関係を含めまして第二条と同じく三百五十六人の減員となつておるわけでございます。やや入り組んでおりますが、大体簡単に御説明申し上げた次第であります。

○委員(小酒井義男君) 運輸省関係の増減理由の説明は終了しましたが、これに対する御質疑がありましたら質疑を願ひます。

○上原正吉君 御配付の資料が乱丁になつておりましてさつぱりわからないのですが……

○委員(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(小酒井義男君) 速記を始めさせていただきます。

○政府委員(岡部史郎君) それでは私から総括的に御説明申し上げますと、あと詳しいところを並官房長にお願ひすることといたします。

○政府委員(並井玄剛君) それではこの資料、定員法改正説明書(定員法附則関係)、運輸省、これにつきまして御説明申し上げます。

○政府委員(並井玄剛君) それではこの資料、定員法改正説明書(定員法附則関係)、運輸省、これにつきまして御説明申し上げます。

定員の増減という理由につきましては、お手許に資料を配付してござい

まして、一万六千九百九十九人に改正するものでございまして、附則の関係におきましても運輸省全体といたしましては海上公安局関係を含めまして第二条と同じく三百五十六人の減員となつておるわけでございます。やや入り組んでおりますが、大体簡単に御説明申し上げた次第であります。

○委員(小酒井義男君) 運輸省関係の増減理由の説明は終了しましたが、これに対する御質疑がありましたら質疑を願ひます。

○上原正吉君 御配付の資料が乱丁になつておりましてさつぱりわからないのですが……

○委員(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(小酒井義男君) 速記を始めさせていただきます。

○政府委員(岡部史郎君) それでは私から総括的に御説明申し上げますと、あと詳しいところを並官房長にお願ひすることといたします。

○政府委員(並井玄剛君) それではこの資料、定員法改正説明書(定員法附則関係)、運輸省、これにつきまして御説明申し上げます。

○政府委員(並井玄剛君) それではこの資料、定員法改正説明書(定員法附則関係)、運輸省、これにつきまして御説明申し上げます。

定員の増減という理由につきましては、お手許に資料を配付してござい

まして、一万六千九百九十九人に改正するものでございまして、附則の関係におきましても運輸省全体といたしましては海上公安局関係を含めまして第二条と同じく三百五十六人の減員となつておるわけでございます。やや入り組んでおりますが、大体簡単に御説明申し上げた次第であります。

○委員(小酒井義男君) 運輸省関係の増減理由の説明は終了しましたが、これに対する御質疑がありましたら質疑を願ひます。

○上原正吉君 御配付の資料が乱丁になつておりましてさつぱりわからないのですが……

○委員(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(小酒井義男君) 速記を始めさせていただきます。

○政府委員(岡部史郎君) それでは私から総括的に御説明申し上げますと、あと詳しいところを並官房長にお願ひすることといたします。

○政府委員(並井玄剛君) それではこの資料、定員法改正説明書(定員法附則関係)、運輸省、これにつきまして御説明申し上げます。

○政府委員(並井玄剛君) それではこの資料、定員法改正説明書(定員法附則関係)、運輸省、これにつきまして御説明申し上げます。

定員の増減という理由につきましては、お手許に資料を配付してござい

まして、一万六千九百九十九人に改正するものでございまして、附則の関係におきましても運輸省全体といたしましては海上公安局関係を含めまして第二条と同じく三百五十六人の減員となつておるわけでございます。やや入り組んでおりますが、大体簡単に御説明申し上げた次第であります。

○委員(小酒井義男君) 運輸省関係の増減理由の説明は終了しましたが、これに対する御質疑がありましたら質疑を願ひます。

○上原正吉君 御配付の資料が乱丁になつておりましてさつぱりわからないのですが……

○委員(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(小酒井義男君) 速記を始めさせていただきます。

○政府委員(岡部史郎君) それでは私から総括的に御説明申し上げますと、あと詳しいところを並官房長にお願ひすることといたします。

○政府委員(並井玄剛君) それではこの資料、定員法改正説明書(定員法附則関係)、運輸省、これにつきまして御説明申し上げます。

○政府委員(並井玄剛君) それではこの資料、定員法改正説明書(定員法附則関係)、運輸省、これにつきまして御説明申し上げます。

指令されたのでありますが、その実施に伴う仕事でございまして、大体終了いたしましたからそれを減員したのでございします。

それから第六番目は旧経済安定本部から移管されました人間が十七名おりました。これは内閣の方針に従って整理をするということで整理いたしましたものでありまして、主として運賃、価格の関係のものでございします。

その次の第七番目は内部管理事務の減少に伴う減員十三名でございします。航空局が外局でありましたのを内局といたしましたための減員でございします。

次に第八番目、航空保安に関する駐留軍協力業務の減少に伴う減員が百四十一名。これは駐留軍の協力業務の中で航空機所増設予定のために予定されておりましたものが中止せられましたために減りました人間でございします。

それから第九番目は練習船整備等に伴う減員四十二名でございします。これは練習船整備等に伴う減員でございします。練習船はその内訳の二に書いてございします。航海訓練所の練習船が一隻大型、四隻ばかり小型をつぶしまして大型に代えましたがために余った人間三十名を整理すること、それから曳船が一隻沈没いたしましたので、その乗組員を乗船いたしました関係上十二名整理いたしましたのでございします。

それから十番目は車体検査事務の増加に伴いまして地方の陸運事務所、これは各府県に設置されました、定員は各府県の定員がございします。それへ陸運関係の人間を二十四名振替えたのでございします。そのために二十四名減

員になっております。

それから十一番目は航路標識新設整備等に伴う増員四十六名であります。これは二十七年に航空灯台が若干ふえましたので、それに伴うものでございします。

それから十二番目は海上保安大学校の学年進行に伴う増員八十名、これは海上保安大学校は四年制でございまして、だん／＼学年が進行して行きます関係で、自然に増員になった分でございします。

それから十三番目はヘリコプターの使用計画機数の変更に伴う減員四十六名、これは海上保安庁で十機購入する予定が六機に予算の関係で減りましたので、人間を減らすということでございします。

それから十四番目は教育機関における警備救難関係職員養成人員の減少が百七十二名でございします。これは海上保安庁の職員の需給計画が少くなりまして、養成人員を減少するため減った人間でございします。

それから十五番目は教育機関における水路及び灯台関係職員の養成人員が減少いたしましたに伴う減員八十七名、大体前記と同様の状況でございします。

それから十六番目は教育計画の縮小等に伴う職員予備員の減少三百三名、これは海上保安庁の教育計画の縮小に伴いまして従来学校に出るための予備員として職員をとめておりました分が、それだけ減りましたに伴う減員でございします。

それから十七番目は海難審判受理件数の増加に伴う増員でございまして、これは海難審判の件数がぐん／＼ふえ

て参りまして一千に達するくらいの方増えた件数がございします。何と申しても早くはかしたために七名の増員をいたしたというものでございします。以上が先ほど申し上げました増減の内訳の細部であります。

○委員長(小酒井義男君) 運輸省関係の御説明に関連しての御質問。

○野本吉吉君 これは運輸省ばかりでございせんが、岡部さんに聞きたいのですが、広報関係を一般的に減員しましたのはどういふお考えですか。

○政府委員(岡部史郎君) これはいろいろの考え方があられるわけでありまして、実は広報関係業務というものは御承知の通り占領下におきまして実は急速に発達したのであります。即ち各省各庁におきまして司令部の強い干渉によりまして人事院のごときは広報局というのを設けましたので、各省におきましてもそれ／＼広報課を設けまして、占領下における新しい施策の普及宣伝に努めたわけでありまして、ところでそういう新しい施策につきましても普及宣伝の仕事を実は一応目的がついたということ、それから各現局におきましても広報事務につきましてそれぞ

れ努めるというふうな傾向もあつて、ダブる傾向もあるのではないかと、いうようなこと、勿論広報関係の重要なこととは認めなければならぬわけでありまして、そういうふうな特殊の事情があらりますので、この定員削減で、定員削減と申しますかできるだけ国民負担の軽減を図るために、新しい仕事にいらる職員はふやさなければならぬけれども、できるだけ職員を抑制するということから、広報関係について各省大体この際三割ぐらいの広報関係職員の減

少は我慢できるのではないかと、いうような方針を立てまして、それにつきまして各省も御了承頂きまして積極的にこの際広報関係は原則として三割は我慢しよう、その職員はそれ／＼新しい仕事に振向けよう、もと／＼各省の広報関係の職員と申しまして、広報専門の職員というのはいくつかあります。それ／＼業務に従事している職員でありますから、これはもうそれぞれの職務に配置転換するわけでありまして、そういうことによつてこちらを一般的に減したい、こういうふうなわけでありまして。

○野本吉吉君 今までの広報活動を以てしても、国の新しい法律とか新しい制度とかその他のことで国民生活に直結する新しいこととか何かの知らせ方が私は足らんとおもうてゐるのです。従来、こういう状態で見えて行く、やはり知らしめないという方針じゃないけれど、結果としては知らしむべからず、よらしむべしというふうな事態になつてゐる。その点私はもつと新しい国の施策なり法律などで国民生活に直結する各種の問題については、広報機能というものを遺憾なく發揮するようにしたいと国民の納得の上での政治が行われたい。こういう考え方をしておつたのです。それが、それらのことについてはどうお考えになつてゐるか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げますが、只今野本さんから御指摘の通り考え方にも私も全く同感であります。同感であります。ただ一時急激に広報関係職員というものがふえたことも事実であります。又広報関係と申しますのは、実に私どもの経験でもむずかしいのでありまして、広報

関係の一番重点は各現局と広報専門の部局との緊密な連絡があつて広報部局が浮き上がらないということが一番大事なことなのでございします。そのために／＼工夫が要るわけでありまして、そういうことのためにどうしても広報専門でやるという場合もありまして、現局が力を合せてやるというほうが徹底するといふような考え方もあるのであります。もちろん知らしむべからずよらしむべしなどというふうな考え方は毛頭ないのであります。広報関係はあらゆる意味におきまして、これはもつとやるべきことだと思つてお

ります。ただそこが非常に弁解がましいやうであります。三割程度は我慢できないだらうか、それによつて内容の仕事の充実、現局による広報活動と合せて補えるのではなからうかと、いう考え方でもございまして、これは勿論その広報自体から申しますれば削らないのがそれはもういいことはきまつてゐると思ひますが、その点一つ重々御了承頂きたいと思ひます。

○野本吉吉君 現局が広報活動に将来相当重点をおいて考えるという考え方が徹底すれば、或る程度減員の欠陥が補えると思ふのですが、さつきも恩給局の職員がここに來ておりました。恩給局などは広報活動を少し上手にやらなければならぬというやうなことを切実に感じてゐる問題があるので。例えば今度の旧軍人軍属に対する恩給の問題にしても、従来の恩給法をそのまま適用すれば人数が数百万、金が二千数百億要するといふやうなことでやつたのですから、国民の一般は現存旧軍人がその大部分を受取るのか、とき錯覚に落ち、その結果批判されな

くてもいいことが鋭く批判されるようになった。あれを広報についてもう少しセンスが仮にあつたとすれば八五%、大部分が遺族の扶助料であつたといふことを国民に先ず知らせれば、今のような恩給問題についてのやかましい世論の紛糾はなかつたと思ふ。そういうような意味で恩給局を悪い例に上げたんですけれども、私は現局が広報活動に対してつと熱意を示して、そして国の施策というものが素直に国民に納得されるようなことについて頭を使つてほしいといふことを年来考えておつたものですから申上げたわけでありませう。

○政府委員(岡部史郎君) お説の通りだと思ひます。

○野本吉吉君 一つ定員のほうをお伺いしたいのですが、陸運局の問題です。陸運事務所の問題、これくらい地方で評判の悪い事務所は私はそうないと思ふ、これはもう年来地方等においてはこれを地方に移管しろ、地方に移管しろと言つておられます、地方の者も又そうすることを望んでおられるのです。やはり依然としてあれですか、これを存置することを固執されるのでございませうか。

○政府委員(豊井玄剛君) お説の通り陸運事務所の所管をどこに置くかという問題につきましてはかねてから議論のあるところでございますが、私も交通関係を担当いたしておる者から見ますと、やはり広域行政と申しますか、府県に片寄らない方法で物事を処置して行く。成るべく広い地域で物事を処置して行くほうがいいのじやないかという考えを持つておるわけでございますが、この陸運事務所は只今のところ

はその両方の妥協のかつこうをとつておられます。世話は運輸省でいたしておりますが、その人事その他の所管はすべて府県に所屬しておるものでございませう。大体御心配願つておる点は満点とは言えませんが相当是正するつもりでございますが、なお行届かんとおるがございましては御指摘願ひたいと思ひます。

○野本吉吉君 大体いふ／＼考えなければならぬ点があるといふことをお認めになつてゐるやうな感じが、これらもやはりいゝゆる行過ぎの一つだと私は考へておるのですが、このことについては地方の長年の希望等もありますので、十分お考え願ひなければならぬことを一つ二つの機会に一応申上げたのであります。

○竹下豊次君 教育計画の縮小に伴う減員というのは、これはどういふことですか。

○政府委員(豊井玄剛君) これは最初相当大勢の海上保安庁職員を養成するつもりでおりましたところ、総理府に保安庁ができました、海上警備隊ができましたし、その他予算の上において船の購入もそうたくさんできないといふようなことから、大体において例へば海上保安大学を初め二百人と予定しておつたのを百人に減らすとか、保安学校を三百一人予定しておつたのを百八十名に減すとかいふようなことに伴つて、それが即ち教育計画の減少、変更と申しておるわけでありませう。

○竹下豊次君 それは予算の関係で減らされたといふだけのことでございませう。必要がないから減らしたといふことになりませうか。

○政府委員(豊井玄剛君) できるだけ

予算があればやる必要はございませうわけでございますが、予算が減らされたといふことが大きな原因でございませうが、それと同時にできるだけその他かえらるる方法があれば置かざる。日本の業務において訓練、教育を行届かせるといふやうなことで極力置かざる方法を考へ、どうしてもできない分は将来予算をふやして頂くように努力するといふやうなことを考へておるわけでございますが、やむを得ずやういふことになつたわけでございます。

○竹下豊次君 ちよつとの間に又減らすといふことになるのかにも初めの計画が疎漏でなかつたのかという疑問を起さざるを得ないのです。これがその後の社会状態がずつと變つて来たとか、或いは運輸省方面の事情が變つて来たといふなら別でございませう。

○政府委員(豊井玄剛君) できるだけ教育計画は将来に亘つて固定して變更をしないといふことであるべきことについては異論のないところであります。先ほども申しましたように一部においては海上警備隊が保安庁の中にできまして、そのほうで向うはその色彩を持つたのも教育計画の中に入れておつたものを若干減したといふこともございませうし、諸般の海上保安教育計画の観点から見てこの程度減らすことはやむを得ないと同時に、何とか堪え忍んで行けるのではないかと。従つて将来急激にふえればふえる、常に變動するといふやうなことはないかと私は考へておられます。

○成瀬權治君 ちよつと今のことに關連してですが、私一つ出かけて悪いのですが、これは警備隊との関係じやないのですか實際は。

○政府委員(豊井玄剛君) 只今も御説明申上げましたがその点も相当ございませう。

○成瀬權治君 ちよつと、この航空交通のほうの規制ですか、何というのですか、その整備の仕方というんですか、これはどんなことがあるのですか、實際は。

○政府委員(豊井玄剛君) 戦前日本がやつておりました航空統制とすつかり政策が變りまして、全部只今は空の行動は或る一カ所においてコントロールされておりました、只今のところは主として連合軍が豊岡町にあるジョンソンのエア・ベース、あそこを空の上を飛んでゐる飛行機を全部キャッチして、この飛行機はどこへ行く、飛び立て、降りてよというやうなことを指示しておるわけでありませう。空の上には幅二百メートル、高さ五百メートルといふふうな一つの道ができておりましてその中を飛ぶやうになつておるわけでありませう。そのポイント、ポイントには管理上標識がございまして、殆んど全部無線標識でございまして、殆んど全部無線標識でございまして、天候の悪いときでもできるやうな仕組になつておるわけでございます。空を飛んでゐる時にはジョンソン・エア・ベースで管理されておまして、今度飛行場に着きます場合におきましては、飛行場のコントロール・タワーから着陸OKとか、離陸OK、或いはどの点から出て行くといふやうなことを全部コントロールしてゐる。これは全部無線で現在のところでは全部英語で応答し合つておるといふことでございます。

○成瀬權治君 それで百五名の増員と

いふものはどうして出て来るわけですか。

○政府委員(豊井玄剛君) これは一々どのポストに何人、どのポイントに何十人といふふうな計算いたしました結果出て来ました数字でございまして、詳しく申しますと航空路の管制に十一名、飛行場管制に六十七名、それからグラウンド・コントロール・アブローチ(GCA)と申しておりますが、これは主として先ほど申しました盲目管制の意味でございませうが、これが十六名、それから今の盲目管制の技術のほうの、主として最も技術的な面を担当いたします者が十一名、合計百五名といふことになつておられます。

○成瀬權治君 この頃何といふのですか、各地にちよつとしたレーダー基地がぽつ／＼出かかつて来ておりますね。それはあなたのほうに關係するの、駐留軍と一緒に使うのかどういふふうになつておられますか。

○政府委員(豊井玄剛君) それは行政協定によりまして軍と一緒にやることになつております。人員は只今御承認得たいと思つております中から、及び既存の人間の中からさしくつてやるといふことになつておられます。

○成瀬權治君 共用の場合レーダー基地を備え付ける費用とか人件費なんといふものはどういふふうになるわけですか。

○政府委員(豊井玄剛君) すべて行政協定に基きまして半々であるとか、七割三割であるとか、そういうやうなことで施設費のほうはきめておりますが、人員のほうは只今申上げましたやうに航空局定員の中から使うことになつております。

○成瀬幡治君 あなたがおつしやるように七割とか三割、三割五分というのじゃなしに、今ちよいとできかかっているわけですね、そういうものは行政協定に基いて何割使うのですか、そうして幾つくらいできかけようとしておるのですか。

○政府委員(壺井玄剛君) 只今二十二カ所ございまして、新設の分につきましては行政協定で割合はきまつておりますが、現在までのところは主として施設費については向うから支弁してらつてゐる部分が多いようございまして、数字の細かいところはちよつと今資料がございせんから申しかねます、そういうような状況になつております。

○成瀬幡治君 二十二カ所というのはいま現在あるのですか。これは新設を含むのですか。現在あるものですか。

○政府委員(壺井玄剛君) 現在あるものでございまして、新設は只今のところはないようございまして、

○成瀬幡治君 新設予定はないのですか。

○政府委員(壺井玄剛君) はあ、全部完成いたしました。

○成瀬幡治君 日本の自主的な要求じやなくて、聞いていけると向うの要求によつて設けるというのですか。今度の新設はないというのですか。事実私は新設個所の交渉を受けているのは知つてゐる。全然自主性のない話なんですか。日本の計画じやないというのです。

○政府委員(壺井玄剛君) ごく最近まで日本の民間航空は殆んどございせん関係もございまして、先ほどから申し上げておりますように、すべて連合軍の要求によつてでございましたのでございまして、それが二十二カ所ございまして、

そのほか民間航空としてやりたい所は勿論ございまして、多々ございまして、本年に於いては予算の要求もいたしてございせんし、今後民間航空がうんと増強され又国内の保安庁関係で航空を駆使するといふような状況になりました。現に要望の出でるものもこのほかには仰せの通りございまして、現在のところそれではどれをやるかといふことはきまつていないわけでございます。

○成瀬幡治君 そうするとリーダーといふものは今言つたように向うと一緒に使うといふことは私もわかりました。すると日本としては要求する段階には必要であるけれども、今年一ぱいこの補正予算が出ない以上でできない、こういうふうな了承していいの。或いは向うからは催促されるように要求がある、そこら辺のところをもう少し締めくくりにある返事をしてもらいたい。

○政府委員(壺井玄剛君) 日本だけの要求では補正予算では緊急な要求によつてできない限りちよつと困難かと考へられます。それから進駐軍関係から申しますと要望のあるものもありました。やうであります。恐らく今年度はないかといふふうには私は見ております。

○成瀬幡治君 そうすると仮に進駐軍の要求がありまして補正予算が出ない限り造れない、できないんでと、こういうふうな解釈してよろしいございまして。

○政府委員(壺井玄剛君) その通りでございます。

○成瀬幡治君 その次に八番目に御説明になりました航空標識所の設置予定が中止と書いてありますが、これは民間航空機との関係で相当ふやそうとして予定されておつたのが削られたといふのは予算関係のことですか。これは何で削られたのですか。

○政府委員(壺井玄剛君) これは主として連合軍からの要求によりまして、要求されました場所が六カ所ばかりだつたと思ひますが、その後連合軍からもう要らないからといふことで取下げになつた分でございます。民間航空機の面から見ても今すぐには必要ないと思ひましたのでその六カ所について施設をしないことにいたしました。関係上で削つたのでございまして、

全部要らない、この六カ所分がこの百四十一名に相当するんですか。

○政府委員(壺井玄剛君) その通りでございます。

○成瀬幡治君 そうするとこれももう今年度中にはできないわけですね。

○政府委員(壺井玄剛君) その通りでございます。

○成瀬幡治君 その次九番目に関連するわけですが、これは沈没だと言つてこちからはうから意欲的に何か瀬戸内海に沈めるとか、それとの関連ですか。

○政府委員(壺井玄剛君) これは九州の海運局に所属になつておつたタグボートの海竜丸という二百三十トンの船であります。外国船に衝突されまして沈没されました。その後この開門に港務管理事務所ができて、その船の突き難しに關する仕事は海運局より港務管理事務所で行ふことになりました。関係で、海運局においては船舶を建造するといふようなことは必要なくなつたのでございまして、

○成瀬幡治君 そうすると、その人間は片一方で余り片一方のほうでは仕事が出来ないから員数がどつかで増してやるわけですか。

○政府委員(壺井玄剛君) 只今申しました港務管理事務所と申しますのは門司市と下関市の所管でございまして、運輸省関係ではございせん。

○成瀬幡治君 ヘリコプターの十機を六機に変更したというの、これはどういふ理由で変更が生れて来たんですか。

○政府委員(壺井玄剛君) これはやはり予算も関係ございまして、それから買付がどうもなか／＼ヘリコプターに

対する需要が多うございまして、十分に十機は今年度内に買えないだらうといふことになつて減したものでございまして、六機は確実に入荷が見込まれ、すでに三機は到着いたしました。それぞれ基地に配属の上サービスに入つております。

○成瀬幡治君 岡部さんにお尋ねいたしますが、保安庁のほうはどうなつておりますか、このヘリコプターは定員関係でどういふふうに出て来るんですか。

○政府委員(岡部史郎君) 実は保安庁の定員は保安庁法に規定してあります。特別職でございまして、この定員法の適用を受けてないものでございまして、別途保安庁法で御審議頂くことと存じておりますが、私どものほうで詳しく承知してないのでございまして、

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記を付けて下さい。

というところでございます。

○竹下登次君 私のお伺ししているのは、警備救難関係職員のうち養成人員と養成しないでもいい人員と二通りあるのか、こういうわけなんですか。全部養成されるわけですか、一応。

○政府委員(壺井玄剛君) それは高級な者と普通の者とに分けてましてそれぞれ違った教育機関があるわけでございます。普通者の者につきましては訓練所というもので養成しているわけでありまして、従いまして原則として警備救難関係に従事する者はすべて教育なり養成を受けるという建前になっております。

○竹下登次君 そうすると、新しく採用された者は皆養成されると、こういうことになりますか。

○政府委員(壺井玄剛君) その通りでございます。

○竹下登次君 そうしますと、この書き方ですね、警備救難関係の職員の減員百七十二人というふうなのは意味が違いますか。

○政府委員(壺井玄剛君) そう解釈願っています。

○竹下登次君 そう書けばわかりやすいのですけれども、警備救難関係職員の養成人員減少に伴う減という、そういうことをやるから何かほかの職員を百七十人減らすのだ、伴うというように見えないから疑念を起したのですが、実は。

○政府委員(壺井玄剛君) 書き方は全く不徹底でございますが、御解釈願った通りでございます。採用の人間を減すということでございます。

○竹下登次君 私が一番初めにお尋ね

したのは、採用の人員は余り減らないのか、今まで五〇%教育

された者を或いは三〇%ぐらいの養成にするとか、そんな問題があるのかも知れないと思つて、それで教育が低下するということになるのはおかしいやないかという疑問を実は持つておつたのですが、そうじやございせんか。

○政府委員(壺井玄剛君) そうじやございせん。

○竹下登次君 全体の定員が減るので

○政府委員(壺井玄剛君) ええ。

○竹下登次君 わかりました。それでは私からちよつと一つ又お尋ねしますが、委員会でも過般も地方へ行きまして、行政管理局の出先でいろいろ事情を説明を受けた中に、陸運事務所と

いいますか、陸運局、あそこは非常に現在の定員では無理だ、事務が非常に遅れてもう時間が過ぎて四時以後に並んでまだいろいろな登録事務などを受けるような実情だということが管理庁の出先の報告にもあつたわけなんです。私は別に無理に人をふやす必要はないと思つていますが、やはり無駄のある所は少くして行かなければいかんと思つて、無理のある所にはやはり人をふやして一般のサービスを完全に行うという必要があると思つて

す。そういう点で行政管理局はそういう事情を御承知かということ、そういう事情がわかつた場合にはどういう措置を講ぜられておるかということ。同時に運輸省壺井官房長のはうではそれを如何ように認識されておるかということを両方から一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) お答えを申し上げますが、実は先ほど野本さんから

思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) お答えを申し上げますが、実は先ほど野本さんから

もお尋ねがございました通り、陸運事務所というものはいろいろのいきさつがありまして、中間的な制度になつておるわけでございます。即ちこの陸運事務所という制度そのものは府県の機関になつております。即ち知事の指揮監督の下にある機関であります。これに配置される職員は国家公務員としておく。併しそれは運輸省の職員ではなくて、地方事務官、地方技官になつておるということになつておるわけでありまして、その総人数は私が承知して

おる限りでは千六百七十七名になつておるわけで、これが各府県の陸運事務所におるわけでありまして、この職務の状況はどうかということでございます。これは実はいろいろ問題があることは私も承知しておりました。実際にその仕事の状況も見せて頂いたことがございます。

陸運事務所に対して非難が起る一つの理由といたしましては、現在交通機関が非常にふえ、車体の登録、検査関係事務が激増して来る、すなわち国民からのそういう登録或いは検査申請に對しましてこれを待たせたり或いはそのサービスが円滑に行かないという点において苦情が起るのだらうと思ひます。各府県特に東京都が非常に繁忙なようでございます。そういう点で出願者に不便な思いをさせておるということとは事実でございます。ただこれをどうするかというところは非常に根本問題があるかと存するのであります。すなわちちよつとこのような車体の検査登録と

いうものが非常に急カーブを描きまして仕事が進んでおります場合に、これを従来の態勢のままではやりまざるなら、おそろく現在の職員をどん／＼ふやして行かなければならぬ。二倍三倍にふやさなければならぬ。又職員をふやすだけで問題は解決いたしません。検査場であるとか登録事務所の拡張というふうなことも併つて参るわけでありまして、そのような要求に對しまして、ただそのまま定員をふやすというふうなことでやつて行けるかどうかというところは、先ほど通産省の場合におきまして実用新案登録に對しまして秋山総務課長からお答えいたしました通り、このような事務が非常に特殊事情でふえて行く場合におきまして、これを従来のやり方ではそのまゝやつて行くのがいかどうかという制度の根本につきましても検討しなければならぬ問題だらうと存じますので、私共のほうでも研究いたしておりますが、運輸省におきましても御研究頂いておる次第でございます。これらの点につきましましては官房長からの御意見も一つお聞き願ひたいと存じます。

○政府委員(壺井玄剛君) 委員長御指摘の点は、誠にその節に當つておる我々もいたしましては感謝に堪えない気持ちをもつてお聞きしたわけでございますが、全く予想外に車両がふえまして日夜努力いたしておりますが、なお公衆に大変な迷惑をかけておるのであります。何となく教をふやしてスムーズに仕事が動くようにいたしたいというところで関係方面とも折衝いたしましたが、予算その他の諸般の状況でこの程度の増員振替で一先ずやつてみようということになりました。まあ私ども

もいたしましては極力暇なところの人間を廻すとか、或いは本省の人間を

そちらへ振替えるとかいたして、できるだけこの範囲において今年度は処理いたしたいと思つておりますが、なお状況を見まして不満足の場合には来年度において特別の措置を考えたいと考えておる次第でございます。

○委員長(小酒井義男君) 運輸省関係ではかに御質問ありませんか。……はかにないようでしたら一応運輸省関係の質疑をこの程度で打ち切りにいたして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

て下さい。それでは次に郵政省関係の増減理由の説明を受けます。八藤人事部長。

○政府委員(八藤東福君) 只今から定員法の一部を改正する法律案の郵政省関係につきまして御説明申し上げます。郵政省の現行定員は二十四万九千六百九十四名であります。今度の改正案といたしまして二十五万五千二百五十五名に改正して頂く、差引五千五百六十一名の増員という形になつておる次第でございます。この増員につきまして大ざかに申し上げますならば三つの点にかつておるわけでございます。第一点が業務の拡張及び業務量の増加による増員、これが千三百六十四名になつておりました。第二点が日本電信電話公社より委託せられていた電気通信業務に従事する賃金要員を定員化するための増員四千七百八十五名の増。第三点が業務の簡素化等による事務量

の減少に伴う減員五百八十八名となつておるのであります。以下その増減理由を申し上げます。

先ず最初の業務拡張等による増員の点でございます。有線電氣通信監理事務の増加に伴う増十二名につきましては、先般電氣通信省は電氣通信公社に改組されました。有線電氣通信関係の監督業務を郵政省で行うことになったのでございますが、今般この業務を行うために地方電波監理局、十局あるのでございますが、これに一名乃至二名の要員を配置いたしました。有線電氣通信法の規定に基づきますところの私設電氣電話関係の技術的な検査等のために充てたいと、かように考えておる次第でございます。

次の放送無線監理事務の増加に伴う増員四十四名でございますが、最近におきましては民間放送或いは航空無線、農林無線、漁業無線、これらの電波放射施設の増加が極めて著しい次第でございます。年間約二千五百局も増加するというふうな状態でございます。その増加割合が既設局数の三割五分にも相当するという実情でございます。これらの新規施設の検査、周波数の割当、電波の監視等の事務が増加いたしました。これを処理いたしまする最小限度の人員を増加する必要があります。じ次第でございます。

次に旧軍人等に対する恩給の復活に伴う増五百十名でございますが、目下国会において御審議中の恩給法の改正に伴いまして約二百四十六万口の軍人恩給が復活することに予定されておる次第でございますが、この恩給の支給金の支払は全国の郵便局において取扱うことになつておる次第でございます。

て、新たに増加いたしますこれらの事務を処理するための要員を増員しなければならぬ、かような次第であります。

次に電話設備の拡張に伴う増は七百九十八名であります。御承知のごとく電話及び電信につきましては電信電話公社がございまして、地方の特定局におきましてこれらの電話及び電信事務等が郵政省へ公社から委託するといふ方法を以て現在運営しておるのでございますが、昭和二十八年年度中におきまして新たに電話交換局が十二局増加する予定になつております。又全国に約三万口電話加入数が増加するという予定になつておりまして、これらの増加施設の運用要員として必要な人員でございます。

次の電氣通信業務賃金要員の定員化の問題でございますが、只今申し上げましたように郵政省におきましては電信電話公社の業務のうち相当部分を委託という形式におきまして郵政省で運営しておるのでございますが、その電氣通信業務に従事しております職員数が定員法上では現在三万三千七十八名認められておる次第でございます。このほかに四千七百八十五名、電信電話業務に従事する賃金要員として認められておるのでございまして、これは即ちそれだけ定員が不足しておるという次第なのでございます。

これらの職員が生じた理由につきましては、実は御承知のように昭和二十四年六月から留つての通信省が電氣通信省と郵政省の二省に分割いたしました。その際におきまして実は昭和二十四年度の予算編成期の直前から進駐軍方面からのサセツションその他に

よりまして、急遽通信省が二つの省に分れるということが決定いたしました。予算編成期も差迫つておりまして、この間におきましていかにして電信電話関係の職員と郵政職員とを分離するかとこの問題が非常にむづかしい問題であつた次第であります。そのむづかしい点のおおまかなことを申し上げますれば、先ずどの程度までの施設、運用といふものを両省で分けるか。と申しますのはその当時からすでに特定局、昔の三等郵便局でございますが、ここにおいての電信電話関係は相当数郵政省に残るであらうということに予想されておつたのであります。これをどの程度まで残すかということにつきましての細目の決定と並行してこの定員法を改正いたして行かなければならぬという点が一。点。

それからいま一つは現在特定局としておりますが、昔の三等局でございますが、この特定局におきまして職員数の配分につきましては、非常に複雑な計算を以て定員を算出しておるのでございます。簡単な設例をいたしますと、例えば定員三人の郵便局、こういう局も相当数あるのでございますが、その場合に郵便局では郵便、貯金、保険、電信電話、こういうふうな一番少数の所では電話関係というのはいないのでございますが、このようないろいろな各種の業務をやつておるのであります。それを三名なら三名という定員でやるのでございます。その際におきまして、通信省時代から一定の業務については、人間一人についてどのくらいの業務を扱えばいいかというおおまかな或る基準がございまして、その基準によりまして、その郵便局が取扱うと

この事務量というものを査定いたしました。その事務量を基準で割つたのが一人の定員となるわけでございまして、従いまして実際の郵便局におきましては貯金関係では〇・三くらいの人員になります。言い換えれば人間まるまる一人は要らない、併し〇・三人は要るだらう、又保険関係は〇・二要るだらう、郵便関係は〇・五、合せて一人前にしようといふような計算をいたして定員を配置いたしております。それからなお局員が相当大きな特定局におきましては総合業務と申しますか、電報も配達すれば郵便も配達する、保険金貯金の集金もする、いろいろの業務を或る人間で総合的に運営しておるのであります。かようなことがありま

するの、急遽電信電話要員と郵政要員とを同じ特定局で分けるというふうな場合においてなかつた最後のすつかり整理することが困難であります。殊に時間的にも制約されております。従いまして二十四年度の予算上の予算定員の算定におきましては普通局以上の昔の一、二等局はそれははつきりしております。電信電話が何人、郵便に何人、併し特定局関係におきましては大体予算上の按分の比率によつてやるというふうなことでやるより仕方がなかつた次第であります。従いましてこれらの方法によつて郵政省と電氣通信省に分れて、そして二十四年度から初めて定員法が布かれた。同時に第一回の行政整理が行われた。こういうようなことが重なりまして、結局郵政省といつたしましてはかように四千七百数十名といふものが本当は郵政省が相変らず委託している電氣通信業務としても必要な人間であつたことがはつき

りいたして参つた次第であります。ところが当時行政整理が行われた事後でございまして、定員を云々といふことも困難と思ひましたので、急遽大蔵省、電氣通信省と打合せをいたしまして二十四年度の補正予算で賃金要員としてそれだけの人員を見ようということになつたのでございまして、それ以後二十五年度の定員法関係において早速定員に直して頂きたい。予算関係においても本務者定員として予算を計上するといふふうな大蔵省と電氣通信省と郵政省とはつきり話がまとまつたのでございまして、遺憾ながら当時進駐軍方面の了解を得ることができませんでした。結局それは抑えられました。自來この間の第二回の行政整理のときにもこの問題が当院の内閣委員会におきまして極めてするどくとり上げられまして、何か若し他の三万三千人と同じ仕事をしていたら四千数百名といふものを相変らず賃金要員としてやつてゐるが、それはいふ／＼人事行政或いは業務的にも都合もあろうし、その当人たちにしても妥当なことではないだらうというふうなことが非常に御論議があつたのであります。如何せん当時行政整理のときでございまして、これは近い将来において正しなければならぬといふふうなお話があつたように私は承つておるのであります。今般大蔵省各方面におきましてこの賃金要員の定員としての積算について了解を得ましたので、かような次第で今般賃金要員四千七百八十五名を定員に直して頂く、かようなことになつた次第であります。賃金要員で他の三万三千名と同じ仕事をしたいながら身分的にもありまいで二カ月ごとに切替える、

それから給与等もあいまいである。他の一般の臨時的な賃金要員と同じ財源の中から支払われているという点あたりは非常に不安であるというふうなことが著しく問題になっておりまして、郵政省におきましてはこれは公企労法が適用になりましたし、労働基準法が適用になりましたのが電々公社となりまして、適用がなくなりまして、これらの全部本務者職員に適用になりますと、各般の事情がありまして、今回甚だ異例的な措置でございまして、従いまして関係要員五十二名を減することになった次第でございまして、以上大体増員からしての説明を終つた次第でございまして、減員につきまして御説明申し上げます。

業務の簡素化等による減員でございまして、旧経済安定本部から移管されました事務の整理簡素化に伴う減二名、これは経済安定本部におきまして、この電気通信に関する調査の基礎資料の作成等は通信料金の決定、こういうふうな安本事務が二十八八年を以つて終ることになっておりまして、これが二十八八年三月を以て終ると予定されておりましたのでその整理も完了いたしました。

次に内部管理事務の減少に伴う減四十二名でございまして、御承知のように昨二十七年八月電波監理委員会が改組せられました、郵政省の内部部局となつたのであります。その際におきまして人事、資料、会計、庁務等一本に処理することになりましたことからいろいろ能率的に内部機構を改正いたしました、併せて事務簡素化を行ひましたので、人員の余剰を生じましたので

四十二名を減することができ、かようなことになった次第であります。

第三の用品工作事務の縮小でございまして、この五十二名におきましては郵政省は御存じの現業事務をやつておりますので、いろいろの道具がございまして、その道具などの修理とか簡易な製作等に当てるため用品工作所というものがあるものでございまして、そのうち印刷業だけは民間の業者にまわして十分需要を充たし得る現状と相成りましたのでこれを廃止いたしました、従いまして関係要員五十二名を減することになった次第でございまして、

4に受託電信電話設備の一部を電々公社に移管するに伴う減が四百九十二人でございますが、先ほど申し上げましたように、郵政省で電信電話業務を受託しておりますものがその能率的な運営とサービスの向上のため電々公社の直轄になりました、その業務も設備も全部移すということになる、そういうのが今年度におきまして約三十局予定されております。その職員四百九十二名をこの際国家公務員から落しまして、電々公社に組替えるということになつております。

以上概略でございまして、郵政省職員の増減について御説明申し上げた次第であります。

○竹下豊次君 この二の御説明です、ね、電気通信業務に従事する賃金要員の定員化、これは岡部さんにお伺いしたいのですが、これと同じようなことがほかの省でもありましようか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げますが、実は各省にこの常勤労働者というものが存在することは事実でございまして。そのうちこの郵政省の今回

の四千七百八十五名と申しますものは、いま八藤人事部長から御説明申し上げましたような特殊な事情があるわけでございます、要するに郵政電通分割の場合に、本来定員であるべきを常勤労働者に落してしまつたものでありますから、この機会に入れようというのであります、このほか郵政省におきまして、なお常勤労働者といつたしまして各省共通のものが約七千人ぐらゐると承知しておりますが、従いまして、この常勤労働者即ち四千七百八十五名以外の、要するにこの郵政省の特殊事情なものを以外に各省に存するものは、郵政省の分も併せまして共通に今後定員法の改正の際に定員法上の問題として解決しなければならぬ問題だと思つております。即ちこの常勤労働者と定員法上の定員との関係はどうかと申しますと、結局定員法には当該省庁におきまして関係当該省庁の下級の臨時の仕事をやるようなものはこれ

はやはり定員法の中に入るべきものでない。従いましてこれを広く各省を通じてまして本間に定員法の中に入れるべきものはこれは入れなければならぬわけでありまして、そういうようなことにつきましては、行政管理庁は管理部、監察部協力いたしまして実態の調査をやつております。のみならず、人事院とか大蔵省とか法制局とか、関係省とも協議いたしまして定員法以外の常勤労働者或いは賃金要員をどうするかというところにつきまして、よりよい協議中でございまして、まだ成案を得ないのでございまして。これは将来解決しなければならぬ問題といつたして私も考えております。国会におきまし

てもしばしばそういう御注意を承わつておりますが、今のところ、まだどうするかというところは直ちに解決に至らない問題であります。

○竹下豊次君 ほかにもありそうに思ひますし、ちよつと聞くのもありますので、そういうところの各省は問題にこの際しなかつたかどうか、大蔵省とこの定員の折衝は予算の関係で。と申しますのは、今お話を承わつておりますと、一応筋道が通つておりますこと、これ自体がどうということをお私に言つておるのではない。同じようなことがあつて、或る部分だけはやる、或る省は強力に主張したためにうまく行つた、或る省では強力に主張しなかつたためにうまく行かなかつたという場合が生じたとなれば、落されたほうの多数の人は非常な不満が起るので、成るべくならば、やはり一緒に扱ふべき性質のものであるように思ふのです。それから又岡部さんのお説もありましたが、研究しているとおつしやいますけれども、これは大かた研究の済んでいる問題ではございせんか、ほかの省の場合。

○政府委員(岡部史郎君) これは、今竹下さんからお尋ねがありまして、もう研究が済んだかというお尋ねがあつたのであります、実はまだなか／＼研究が済まないという問題があるわけでありまして、で、その前にお答え申し上げておきたいと思ひますが、どこまでもこれは郵政省のは特別なものであるというところは各省も了解いたしました、郵政省におきまして、それでありまして、この特定郵便局の電話交換手以外の賃金要員につきましては、これはほかの各省と一緒に解決す

るといふ建前をとつてゐるわけでありまして。又ほかの各省におきまして、それ／＼の常勤労働者におきまして、長い間勤務しておる者につきましては、これはもう本人たちは定員法の中に入れてもらいたいという希望を具体的に持つておることは事実であります、各省といつたしましては、この常勤労働者という制度をどうするかという問題として、現在常勤労働者といふのは殆んど各省にあるわけでありまして、各省とも一つ共通的に解決してその際に共通の解決問題とするという態度を承知しておりますが、この郵政省の問題にひつかつてどうということとはございせんか、従いまして、各省とも共通的に解決しよう、こういう態度でございまして。

○竹下豊次君 そうしますると、郵政省の分はこの際御希望通りに定員を増加することになりたしまして、ほかの省で不平の起る心配はございせんか。そう了解してよろしいございせんか。

○政府委員(岡部史郎君) 各省といつたしましては、それはできることなら定員の中に入れてもらいたいという希望があるのは当然でございまして、それ以上に、今この際郵政省と一緒に解決してもらいたいというところまでの強い希望はないと承知しております。

○竹下豊次君 先ほど御説明があつたので私が聞き落したのだらうと思つておりましたが、電気通信省の関係はどうなつておりますか。

○政府委員(八藤東輝君) お尋ねの筋は、電気通信省がこの問題に対してどういうふうな考えを持つておるかというのでございまして。

○竹下豊次君 結局、先のお話で、仕事の割合で一部分は郵政省、まあ三人のうち二人が郵政、あと一人は電気通信省のほうと。そうすると、あなたの御説明によりますと、これはやはり郵政省特別の理由で、その当時すでに定員に加わるべきはずであつたものがアメリカの茶々が入つてうまく行かなかつた。その理由は電気通信省でも同じだろうと思いますが、それはもう片附いておきますか。

○政府委員(八藤東瀨君) 私から申し上げるのも何でもございですが、お尋ねでございまして私の承知しておる限り申し上げますれば、御存じのように、公社になりました定員法から落ちまして、それからいろいろ設備その他が増がございまして、それと相殺関係がございまして、決してそういうことはございせん。

○竹下豊次君 わかりました。

○松原一彦君 ちよつと数字を開かして下さい。さつきお話の旧軍人等に対する恩給の復活に伴う増のところの御説明にあつた郵政省の受恩給者の数は何人ですか。

○政府委員(八藤東瀨君) お答え申し上げます。大体今の法案のところで参りますと二百四十六万口、二百四十六万人とこういうふうになつております。

○松原一彦君 次に賃金要員というものと一般国家公務員というものと待遇上の違いはどうなつておりますか。

○政府委員(八藤東瀨君) 郵政省の職員につきまして申し上げます、一般的なものは行政管理局のほうからお答え申し上げます。

本来ならば、賃金要員は日給でやつておりまして、大体昇給もしなければ

ば、各種の手当も出なければ、或いは共済組合にも参加できない、かような筋合ひのものでございまして。それから又公務員法にありますが通期二ヵ月末満と、もう身分が確定しておらないということになるのでありますが、かような関係につきまして人事院でも相当考案いたしまして、實際上、当初、そのようなのがあるというところから特に人事院總裁から、極力給与その他

については一般の公務員と同じ仕事をしておる者には同じような取扱をするようにという通牒がありまして、たしか一昨年でしたか昨年でしたか、以来各省とも予算の許す限りにおいてできるだけ公務員と同じ仕事をしておる者に対しては同じように支給してやるように、私もそのように努力しておりました。今日におきましては殆どこのういふふうな、例えば電話交換手など同じような仕事をしておる者で給与の實際上殆ど差異がないような扱いになつて居ります。が何と申しまして二月以上継続して契約を結ぶことができない、で二月ごとに変るのだぞという建前におきまして、それでこちらから通知しない限り相変らず又二月延びたのだぞという身分関係になつておまして、甚だ不安定になつて居ります。

それから、結局、賃金要員の給与はすべて予算は賃金予算から出ますので、本来の俸給から出ませんので、賃金予算支弁の項目需要が増減いたしましたりますと、成立予算の範囲内においてはいろいろ賃金の使い方が變つて甚だ不安定で、今日は一般公務員と同じようにもらつておるが、半年後においては果してどんなになるかわからんという不安がある。現実的には人事院

總裁の通牒によりまして公務員と同じようにやつておるが、併しながら本質的には今申し上げたように身分上も、給与上も不安定であるということとは間違いないと思ひます。

○松原一彦君 先日改進黨の予算修正のときに、この引直しに關して五億円の増を見ておりましたね、あれが遂に成立しなかつた、あれはどうなつたのですか。

○政府委員(八藤東瀨君) お尋ねの数字は例の郵政職員の調停案に基づくところの待遇是正の問題であらうと思ひますがあれは本問題とは別でございまして……

○松原一彦君 別ですか。ついでにお伺ひいたしますが、郵便局の数は一体幾つくらいになつておりますか。

○政府委員(八藤東瀨君) 私ども概数といひまして一万四千と申し上げておりますが、正確な数字を申し上げますと一万四千八百八十五局でございます。

○松原一彦君 そのほかは、又そのうちの等級は。

○政府委員(八藤東瀨君) このほか御存じの通り簡易郵便局法というのが通ります。簡易郵便局と稱して地方公共団体において経営いたしておりますが、これは千四百七十七ばかりでございます。

○政府委員(八藤東瀨君) このほか御存じの通り簡易郵便局法というのが通ります。簡易郵便局と稱して地方公共団体において経営いたしておりますが、これは千四百七十七ばかりでございます。

○松原一彦君 別ですか。ついでにお伺ひいたしますが、郵便局の数は一体幾つくらいになつておりますか。

○政府委員(八藤東瀨君) 私ども概数といひまして一万四千と申し上げておりますが、正確な数字を申し上げますと一万四千八百八十五局でございます。

○松原一彦君 そのほかは、又そのうちの等級は。

○政府委員(八藤東瀨君) このほか御存じの通り簡易郵便局法というのが通ります。簡易郵便局と稱して地方公共団体において経営いたしておりますが、これは千四百七十七ばかりでございます。

○松原一彦君 別ですか。ついでにお伺ひいたしますが、郵便局の数は一体幾つくらいになつておりますか。

○政府委員(八藤東瀨君) 私ども概数といひまして一万四千と申し上げておりますが、正確な数字を申し上げますと一万四千八百八十五局でございます。

○政府委員(八藤東瀨君) お答え申し上げます。只今委員長の御指摘になりました問題は誠に重要問題でございまして、私もかね／＼その点について或いは行政管理局方面とも御相談申し上げたり、私もいたしまして極力検討しておる次第でございまして。因る点を申し上げますならば、第一に明白なことは業務の数量に非常にフラクチュエーション(変動)があるということでございます。まして、現業官庁でございまして人間が足りないから郵便物を突き返すというわけに参らないという点におきまして、やはり定員法上の定員というところできつとなつておるという点と、その場合においてな／＼容易に定員の増加ということがいろいろな事情によつて抑えられたりするということがあります。又消極的に申し上げますならば、例えば行政整理を行わなくてはならないという場合におきまして、過去二回の例において第二回目には第一回目と相当變つて来たのでございまして、その現業の特殊性という点においてな／＼世論の納得と申しまするが、いろいろ御了解を求めるのに困難であるばかりでなしに、一律に何割行政整理するのだという場合に、一般

監督官庁と同じようなふうな行政整理をかふせられるようなことがあるという必配が絶えないというようにことが先ず明白に言えるのでございまして。併しお尋ねの範囲を出ますけれども、一方今日郵政省の職員の中で、私もなり或いは地方郵政局とか、いわゆる一般官庁でございまして、その立場にいる者と真実の現業的な立場にいる者との線を引くか。或いは予算折衝その他の場合において定員法の定員というものが若し失われた場合に、如何ような困難が現実に生ずるかという点については真に研究が不十分でございまして目下いろいろと研究いたして

○上原正吉君 あの用品工作所、印刷業務だけは業者にやらせることにして人員を減少するといふのですが、それがために五十二人も減少するといふことになれば、印刷の量も相当多数なものがあつたと思ひます。それは却つて用品工作所で印刷をやつたほうが経費が安くあがるのではないかと申すのですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(八藤東瀨君) お答え申し上げます。実は更に突込んでの御質問に對して更に詳細に御説明申し上げます。実は昨年から郵政省におきまして職員の家家族その他の救済等を考えまして弘済会と申しますものを作つております。その弘済会に對しまして本省直屬の印刷工場を貸与してこれをして行わしめるという方法をとつております。従ひましてこれはどちらかと申しますと、官庁事務のための印刷の現場に當つてゐるという数になると思ひます。それが結局弘済会のほうへ移つて仕事をすることになつて来る、

かように考えております。

○松原一彦君 その印刷物の種類はどういうものですか、大体が。

○政府委員(八藤東雄君) それはいろいろな印刷物がございますが、今まで私ども自身の直屬工場で作らせておつたようなまあ極めて定型的な印刷物が多いのではないかと。或いは部内で発行いたしておりますいろいろな雑誌がございます。そういうような雑誌の印刷をいたさせますとか、法規のまあ手引のようなものを印刷させるといふようなことをやつてゐるのではないかと思ひます。

○松原一彦君 例えば郵便切手とか葉書といふものは印刷してないのですか。

○政府委員(八藤東雄君) 設備自身が非常に老朽設備でございますして、さうな高度のものをなかなか扱えないのでございます。現在は切手などは扱つておりませんと思ひます。

○松原一彦君 そういふものはどこでやつてゐるのですか。

○政府委員(八藤東雄君) 印刷庁ですか、あちらのほうでやつてゐると聞いております。

○委員長(小酒井義男君) それでは郵政関係について御質問ございませんか……。それでは以上で郵政関係の質疑を終りたいと存じます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

七月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための)

付託は六月二十九日)

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月三日)

一、総理府設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月三十日)

一、恩給法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月十三日)

一、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(予備審査のための付託は六月三十日)

一、元南西諸島官公署職員等の身分恩給等の特別措置に関する法律案(予備審査のための付託は七月十五日)

昭和二十八年八月二十八日印刷

昭和二十八年八月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局